障害福祉サービス等事業者のための集団指導

令和6年3月

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部 福祉基盤課

はじめに

令和6年度報酬改定にあたり、改正概要を中心に説明をいたします。
前回に引き続き、会場にて実施するものに代えて、オンライン（YouTube）による動画視聴並びに資料配布により研修を実施いたします。
動画視聴後、Logoフォームを利用し、「出席登録」をお願いします。

※本資料で説明する内容は、令和6年3月13日時点のものです。
報酬改定の告示等については、別途ご確認ください。

目次

1. 報酬改定について　P3

2. 指導監査について　P249

3. 障害者虐待の対応と防止について　P264

4. 周知事項　P296

1. 報酬改定について

（説明に入る前の注意点）

潤水都市 さがみはら

「 1. 報酬改定について」では、
次の①及び②の資料に沿って説明します。

①令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
②令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
③障害福祉サービス費等の報酬算定構造

■令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

1. 報酬改定について　目次

潤水都市 さがみはら

第1　各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1)福祉・介護職員等の処遇改善　P9
(2)地域生活支援拠点等の機能の充実　P10
(3)強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実　P14
(4)視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充　P18
(5)意思決定支援の推進　P19
(6)本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)　P20
(7)障害者虐待防止の推進　P21
(8)身体拘束等の適正化の推進　P22
(9)見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和　P23
(10)個別支援計画の共有　P24
(11)高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価　P25
(12)人員基準における両立支援への配慮等　P27
(13)障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等　P28
(14)業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化　P29
(15)障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上　P31
(16)情報公表未報告の事業所への対応　P34
(17)補足給付の基準費用額の見直し　P35
(18)食事提供体制加算の経過措置の取扱い　P36
(19)施設入所者の送迎加算の取扱い　P37

目次

潤水都市 さがみはら

2 訪問系サービス

(1)居宅介護 P38
(2)重度訪問介護 P42
(3)同行援護 P46
(4)行動援護 P48
(5)重度障害者等包括支援 P52
(6)訪問系サービスの国庫負担基準の見直し P54

3 日中活動系サービス

(1)生活介護 P58
(2)短期入所 P70

4 施設系・居住支援系サービス

(1)施設入所支援 P76
(2)共同生活援助 P85
(3)自立生活援助 P97

5 訓練系サービス

(1)自立訓練(機能訓練) P102
(2)自立訓練(生活訓練) P108

目次

6 就労系サービス
(1)就労移行支援 P111
(2)就労継続支援A型 P115
(3)就労継続支援B型 P117
(4)就労定着支援 P121
(5)就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項 P126
(6)就労選択支援 P130

7 相談系サービス
(1)計画相談支援・障害児相談支援 P139

8 障害児支援
(1)児童発達支援 P165
(2)放課後等デイサービス P201
(3)居宅訪問型児童発達支援 P218
(4)保育所等訪問支援 P225
(5)福祉型障害児入所施設 P235
(6)医療型障害児入所施設 P235

第1　各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1　障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1)福祉・介護職員等処遇改善加算について

全サービス共通(計画相談は除く)

潤水都市 さがみはら

算定要件等

○ 新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

○ 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1／2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2／3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)　既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

加算率	新加算(福祉・介護職員等処遇改善加算)	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	**新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。** ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	**新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。** ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化**【見直し】(令和7年度)** ~~・グループごとの配分ルール~~**【撤廃】**	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	**新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。** ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	**・新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分** ・職場環境の改善(職場環境等要件)**【見直し】(令和7年度)** ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

6

（2）地域生活支援拠点等の機能の充実について

①情報連携等のコーディネート機能の評価

（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】 500 単位／月

＜算定要件＞ 以下のいずれかに該当する場合に加算する。

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計 100 回までとする。

（2）地域生活支援拠点等の機能の充実について

②緊急時の重度障害者の受入機能の充実

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

(1) 緊急時受入加算【新設】　100 単位／日　（通所系サービス）

＜算定要件＞　以下に該当する場合に加算する。

・地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合

緊急時受入加算　［現行］　100 単位／日　＊拠点位置づけのみ（短期入所）
［見直し後］　200 単位／日　＊連携調整者配置

＜算定要件＞　以下に該当する場合に加算する。

・地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合

（2）地域生活支援拠点等の機能の充実について

②緊急時の重度障害者の受入機能の充実

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

（2） 緊急時対応加算【見直し】　50 単位／回

（居宅介護、重度訪問介護、同行援居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

・地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

＜算定要件＞　以下に該当する場合に加算する。

［現　　行］
地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する 。

［見直し後］
地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する 。

③地域移行に向けた動機付け支援に係る評価
（施設入所支援）

地域移行促進加算【新設】 60 単位／日

＜算定要件＞ 以下に該当する場合に加算する。

・地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合 （1月に3回を限度）

(3)強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実について

潤水都市 さがみはら

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

（生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助）

重度障害者支援加算（Ⅱ）【見直し】（生活介護、施設入所支援）

（一）生活支援員のうち 20 %以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき 個別支援を行った場合　　360 単位／日
※個別支援を開始した日から 180 日以内は＋ 500 単位／日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合　　（一）に加え 150 単位／日
※個別支援を開始した日から 180 日以内は（一）に加え＋ 200 単位／日

重度障害者支援加算（Ⅲ）【新設】（生活介護、施設入所支援）

（一）生活支援員のうち 20 %以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合　　180 単位／日
※個別支援を開始した日から 180 日以内は 400 単位／日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目 18 点 以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合　　（一）に加え 150 単位／日
※個別支援を開始した日から 180 日以内は （一）※に加え 200 単位／日

（注）（Ⅱ）、（Ⅲ）の加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。

（3）強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実について

潤水都市 さがみはら

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

（生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助）

重度障害者支援加算（Ⅰ）【新設】（短期入所）

（一）区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合　　50単位／日
※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合
　＋100 単位／日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合　　（一）に加え＋50 単位／日

重度障害者支援加算（Ⅱ）【新設】（短期入所）

（一）区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合　　30単位／日

※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合
　70 単位／日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目 18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合　　（一）に加え＋50 単位／日

(3)強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実について

潤水都市 さがみはら

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

（生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助）

重度障害者支援加算（Ⅰ）【見直し】（共同生活援助）

（一）生活支援員のうち20 %以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合
360 単位/日　※個別支援を開始した日から 180 日以内は＋ 500 単位／日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合　（一）に加え 150 単位／日
※個別支援を開始した日から 180 日以内は（一）に加え＋ 200 単位／日

重度障害者支援加算（Ⅱ）【見直し】（共同生活援助）

（一）生活支援員のうち20 %以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に 対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき 個別支援を行った場合
180 単位／日　※個別支援を開始した日から 180 日以内は＋ 400 単位／日

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18 点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合　（一）に加え＋150 単位／日
※個別支援を開始した日から 180 日以内は（一）に加え＋ 200 単位／日

（3）強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実について

潤水都市 さがみはら

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

（療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

集中的支援加算（Ⅰ）【新設】　1000 単位／ 回

＜算定要件＞　以下に該当する場合に加算する。

・強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

集中的支援加算（Ⅱ）【新設】　500 単位／日

＜算定要件＞　以下に該当する場合に加算する。

・指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

(4)視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充

潤水都市 さがみはら

（生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援 、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型）

＜視覚・聴覚言語障害者支援体制加算＞

［現行］
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　　41 単位／日
＜算定要件＞
視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

［見直し後］
イ. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）　51 単位／日
＜算定要件＞
視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）　41 単位／日
＜算定要件＞
旧視覚・聴覚言語障害者支援体制加算と同様の要件

(5)意思決定支援の推進について

潤水都市 さがみはら

（障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス）

【取扱方針】
・事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】
・利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
・利用者の希望する生活や課題等の把握アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
・相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
※障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】
・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（6）本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス）

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保になければならない。

(7)障害者虐待防止の推進

潤水都市 さがみはら

（全サービス）

虐待防止措置未実施減算【新設】

・施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算所定単位数の1を減算を創設。

＜算定要件＞
次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。
① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（8）身体拘束等の適正化の推進

潤水都市 さがみはら

（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス）

身体拘束廃止未実施減算【見直し】

・身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1に見直す。

［現行］

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

［見直し後］

（施設・居住系サービス ）※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10％を減算する。

（訪問・通所系サービス ）※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1％を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（9）見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

潤水都市 さがみはら

（障害者支援施設）

夜勤職員配置体制加算【見直し】

見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和

【現行】
前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤2人 以上

【見直し後】
見守り機器を入所者数の15％以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤1.9人以上等

（10）個別支援計画の共有

潤水都市 さがみはら

（短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス ）

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする

(11)高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

潤水都市 さがみはら

（計画相談支援、障害児相談支援）

①高次脳機能障害支援体制加算【新設】【計画相談支援・障害児相談支援】

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

イ. 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）60 単位／日

＜算定要件＞

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ. 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）30単位／日

＜算定要件＞

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

(11)高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

潤水都市 さがみはら

（生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

②高次脳機能障害者支援体制加算【新設】 41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する

＜算定要件＞

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

（12）人員基準における両立支援への配慮等

（全サービス）

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

（13）障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等

潤水都市 さがみはら

（全サービス）

①管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。

②管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークより管理業務を行うことが可能であることを示す。
・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理ついて、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。
また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、職種又は業務のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

（14）業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

潤水都市 さがみはら

（全サービス）

業務継続計画未策定減算【新設】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常 災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

＜算定要件＞　次の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月 ３１ 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
※就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(14)業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

潤水都市 さがみはら

(全サービス)

(減算単位)

・所定単位数の3%を減算

(対象サービス:療養介護、施設入所支援 (施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

・所定単位数の1%を減算

(対象サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練 (宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

(15)障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

潤水都市 さがみはら

（施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設）

感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

運営基準【新設】

①指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

②指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(15)障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

潤水都市 さがみはら

（施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設）

①障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】

イ. 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10 単位／ 月

<算定要件> 以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

(1)第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

(2)協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。

(3)医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ. 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5 単位／月

<算定要件>

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地 指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する 。

(15)障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

潤水都市 さがみはら

（施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設）

②新興感染症等施設療養加算【新設】240 単位／日

障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合 、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

＜算定要件＞

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※別に厚生労 働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

(16)情報公表未報告の事業所への対応

潤水都市 さがみはら

（全サービス）

情報公表未報告減算【新設】

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

＜算定要件＞

障害者総合支援法第７６条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

・所定単位数の１０％を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・所定単位数の5％を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く

(17)補足給付の基準費用額の見直し

潤水都市 さがみはら

（施設入所支援、障害児入所支援）

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

≪補足給付に係る基準費用額の見直し≫

	［現行］		［見直し後］
基準費用額	54,000 円	→	55,500 円

(18)食事提供体制加算の経過措置の取扱い

(生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)

食事提供体制加算【見直し】
通所系:30 単位 ／日　　短期入所、宿泊型自立訓練:48 単位 ／日
　令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

[現行]
収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割 16 万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。
[見直し後]
収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16 万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。
①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
②利用者ごとの摂食量を記録していること
③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

(19)施設入所者の送迎加算の取扱い

潤水都市 さがみはら

（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

送迎加算【見直し】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接してない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

≪送迎加算の対象拡充≫

［現行］

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道 につき所定単位数を加算する。

［見直し後］

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道 につき所定単位数を加算する。

２　訪問系サービス

(1)居宅介護

①居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

潤水都市 さがみはら

特定事業所加算【見直し】

特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合）所定単位数の 20 %に加算
・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）所定単位数の 10 %を加算
・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）所定単位数の 10 %を加算
・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）所定単位数の5%を加算

［現 行］
①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
②良質な人材の確保（介護福祉士の割合が 30 %以上等）
③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 30 %以上）
④重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50 %以上）

［見直し後］
①及び②（略）
③重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が 30 %以上）
④中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が 50 %以上）
※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

②居宅介護職員初任者研修課程修了者を
サービス提供責任者とする暫定措置の廃止

潤水都市 さがみはら

居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

※あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数 30 %減算する」措置も廃止。

③通院等介助等の対象要件の見直し

潤水都市 さがみはら

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

［現行］

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

［見直し後］

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

２　訪問系サービス

（2）重度訪問介護

入院中の重度訪問介護利用について

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

［現行］
区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

［見直し後］
区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、（中略）所定単位数を算定する。

入院中の重度訪問介護利用について

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

入院時支援連携加算【新設】　300 単位／回

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

＜算定要件＞
病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

入院中の重度訪問介護利用について

潤水都市 さがみはら

③熟練従業者による同行支援の見直し

・重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
・医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15％加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15％加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

［現行］
・障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

［見直し後］
・障害支援区分6の利用者に対し、（中略）当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
・指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15％加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

２　訪問系サービス

（３）同行援護

①同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

潤水都市 さがみはら

特定事業所加算【見直し】

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20％に加算
・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10％を加算
・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10％を加算
・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5％を加算

［現行］
①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
②良質な人材の確保
③重度障害者への対応
④中重度障害者への対応

［見直し後］
①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
②良質な人材の確保
・既存の要件の選択肢4項目（省略）
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者 20％以上
③重度障害者への対応
④中重度障害者への対応

２　訪問系サービス

（４）行動援護

①短時間の支援の評価

潤水都市 さがみはら

基本報酬【見直し】

行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行う。

	（新）	（旧）
所要時間30分未満の場合	288単位	258単位
所要時間30分以上1時間未満の場合	437単位	407単位
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	619単位	592単位
所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	762単位	741単位
所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	905単位	891単位
所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,047単位	1,040単位
所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,191単位	1,191単位
所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,334単位	1,340単位
所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,479単位	1,491単位
所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,623単位	1,641単位
所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,764単位	1,791単位
所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,904単位	1,940単位
所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,046単位	2,091単位
所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,192単位	2,240単位
所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,340単位	2,391単位
所要時間7時間30分以上の場合	2,485単位	2,540単位

②行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

潤水都市 さがみはら

特定事業所加算【見直し】

加算要件の「サービスの提供体制の整備」「良質な人材の確保」「重度障害者への対応」の選択肢として、既存の要件に新たな要件を追加する。

・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合）所定単位数の20％に加算
・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）　所定単位数の10％を加算
・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）　所定単位数の10％を加算
・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）　所定単位数の5％を加算

［現行］
①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
②良質な人材の確保　③重度障害者への対応　④中重度障害者への対応

［見直し後］
①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置有り。
②良質な人材の確保
・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者
③重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30％以上）
④（略）

③行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

２　訪問系サービス

（５）重度障害者等包括支援

①強度行動障害を有する児者などに対する支援

潤水都市 さがみはら

新たな加算【新設】

・行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価を行う。

・複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価する。

≪有資格者支援加算≫　　60単位／日

・居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした従業者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。

≪外部連携支援加算≫　　200単位／回

・指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けた事業者の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

２　訪問系サービス

（６）訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

潤水都市 さがみはら

① 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
② 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

〇居宅介護利用者
［現　行］
・障害支援区分1　3,040単位（ 6,280単位）
・障害支援区分2　3,930単位（ 7,130単位）
・障害支援区分3　5,770単位（ 9,010単位）
・障害支援区分4 10,850単位（14,040単位）
・障害支援区分5 17,380単位（20,570単位）
・障害支援区分6 25,000単位（28,230単位）
・障害児　　9,750単位（13,010単位）
※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

潤水都市 さがみはら

［見直し後］
・障害支援区分1　　3,100単位（6,410単位）
・障害支援区分2　　4,010単位（7,270単位）
・障害支援区分3　　5,890単位（9,190単位）
・障害支援区分4　　11,070単位（14,320単位）
・障害支援区分5　　17,730単位（20,980単位）
・障害支援区分6　　25,500単位（28,800単位）
・障害児　　9,950単位（13,270単位）
※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

介護保険対象者
・障害支援区分5　1,100単位
・障害支援区分6　1,810単位

訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

潤水都市 さがみはら

○重度訪問介護利用者

［現　行］

・障害支援区分4 28,430単位
・障害支援区分5 35,630単位
・障害支援区分6 50,800単位

介護保険対象者 17,340単位

［見直し後］

・障害支援区分4 28,940単位
・障害支援区分5 36,270単位
・障害支援区分6 62,050単位

介護保険対象者

・障害支援区分4 14,620単位
・障害支援区分5 15,290単位
・障害支援区分6 22,910単位

３　日中活動系サービス

(1)生活介護

①サービス提供時間　及び
②利用定員規模ごとの基本報酬

潤水都市 さがみはら

基本報酬【見直し】

≪サービス提供時間ごとの基本報酬の設定≫

基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

≪利用定員規模ごとの基本報酬の設定≫

利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

①サービス提供時間　及び
②利用定員規模ごとの基本報酬

潤水都市 さがみはら

基本報酬【見直し】

利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

③延長支援加算の見直し

潤水都市 さがみはら

延長支援加算【見直し】

生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

［現　行］
①延長時間1時間未満の場合　61単位／日
②延長時間1時間以上の場合　92単位／日

［見直し後］
①所要時間9時間以上10時間未満の場合　100単位／日
②所要時間10時間以上11時間未満の場合　200単位／日
③所要時間11時間以上12時間未満の場合　300単位／日
④所要時間12時間以上　400単位／日

④常勤看護職員等配置加算の拡充

潤水都市 さがみはら

常勤看護職員等配置加算【見直し】

医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。

［現　行］

常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）～（Ⅲ）

［見直し後］

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。

①利用定員が5人以下	32単位／日
②利用定員が6人以上10人以下	30単位／日
③利用定員が11人以上20人以下	28単位／日
④利用定員が21人以上30人以下	24単位／日
⑤利用定員が31人以上40人以下	19単位／日
⑥利用定員が41人以上50人以下	15単位／日
⑦利用定員が51人以上60人以下	11単位／日
⑧利用定員が61人以上70人以下	10単位／日
⑨利用定員が71人以上80人以下	8単位／日
⑩利用定員が81人以上	6単位／日

⑤人員配置体制加算の拡充

潤水都市 さがみはら

人員配置体制加算【見直し】

医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

・人員配置体制加算（Ⅰ）
①利用定員が20人以下　321単位
②利用定員が21人以上60人以下　263単位
③利用定員が61人以上　245単位
・人員配置体制加算（Ⅱ）
①利用定員が20人以下　265単位
②利用定員が21人以上60人以下　212単位
③利用定員が61人以上　197単位
・人員配置体制加算（Ⅲ）
①利用定員が20人以下　181単位
②利用定員が21人以上60人以下　136単位
③利用定員が61人以上　125単位
・人員配置体制加算（Ⅳ）
①利用定員が20人以下　51単位
②利用定員が21人以上60人以下　38単位
③利用定員が61人以上　33単位

※　人員配置体制加算（Ⅰ）は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置　人員配置体制加算（Ⅱ）は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置　人員配置体制加算（Ⅲ）は従業者を常勤換算方法で「2 :1」以上配置人員配置体制加算（Ⅳ）は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置

⑥⑦医療的ケアが必要な者等への支援の評価

潤水都市 さがみはら

・医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価。

≪入浴支援加算≫【新設】　　80単位／日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

・医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価。

≪喀痰吸引等実施加算≫【新設】　　30単位／日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⑧リハビリテーション職の配置基準

潤水都市 さがみはら

≪人員基準【見直し】≫

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（自立訓練（機能訓練）も同様。）

【現行】
指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
・看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

【見直し後】
指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
・看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

⑨リハビリテーション加算における
リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

潤水都市 さがみはら

リハビリテーション実施計画の作成期間【見直し】

リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

【現行】

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

【見直し後】

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに（中略）リハビリテーション実施計画を作成すること。

⑩栄養状態のスクリーニング　及び　栄養改善の取組の充実

潤水都市 さがみはら

新たな加算【新設】

生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価。

≪栄養スクリーニング加算≫【新設】　　5単位／回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

≪栄養改善加算≫【新設】　　200単位／回

次の①から④までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

⑪福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

潤水都市 さがみはら

福祉専門職員配置等加算【見直し】

生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

３　日中活動系サービス

(2)短期入所

①緊急時の重度障害者の受入機能の充実

潤水都市 さがみはら

平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

≪地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し≫

[現行]

・地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

[見直し後]

・地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

≪緊急短期入所受入加算の見直し≫

[現　行]	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	180単位／日
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	270単位／日
[見直し後]	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	270単位／日
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	500単位／日

②福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

潤水都市 さがみはら

福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

≪福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型≫【新設】

・福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）

㈠ 区分6　1,107単位／日
㈡ 区分5　977単位／日
㈢ 区分4　846単位／日
㈣ 区分3　784単位／日
㈤ 区分1及び区分2　715単位／日

・福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）

㈠ 区分3　977単位／日
㈡ 区分2　816単位／日
㈢ 区分1　715単位／日

※ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

③医療的ケア児者の受入体制の拡充

福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

≪医療的ケア対応支援加算≫【新設】　120単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

≪重度障害児・障害者対応支援加算≫【新設】　30単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

④医療型短期入所における受入支援の強化

医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

≪医療型短期入所受入前支援加算≫【新設】

イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）　1,000単位／日
ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）　500単位／日

※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

⑤医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

≪短期入所に係る指定の申請書類等の省略≫

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

４　施設系･居住支援系サービス

(1)施設入所支援

①基本報酬の定員区分の見直し

潤水都市 さがみはら

利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

⇒令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
基本報酬の区分の見直しについて（別紙1） 参照

②地域移行を推進するための取組の推進

・すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。
・本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
➢地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
➢意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
・地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

≪指定障害者支援施設等の一般原則の見直し≫【新設】
・指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
・指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

②地域移行を推進するための取組の推進

≪地域移行等意向確認担当者の選任等≫【新設】

・指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

・地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

・地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

≪地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算≫【新設】

・地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。（令和8年度から減算を実施。）

≪地域移行促進加算（Ⅱ）≫【新設】　　60単位／日

・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

③地域移行の実績の評価

・障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

≪地域移行支援体制加算≫【新設】

イ 利用定員が40人以下

(1) 区分6	15単位／日
(2) 区分5	13単位／日
(3) 区分4	11単位／日
(4) 区分3	8単位／日
(5) 区分2以下	6単位／日

ロ 利用定員が41人以上50人以下

(1) 区分6	9単位／日
(2) 区分5	7単位／日
(3) 区分4	6単位／日
(4) 区分3	5単位／日
(5) 区分2以下	4単位／日

③地域移行の実績の評価

潤水都市 さがみはら

ハ 利用定員が51人以上60人以下

(1) 区分6	7単位／日
(2) 区分5	6単位／日
(3) 区分4	5単位／日
(4) 区分3	4単位／日
(5) 区分2以下	3単位／日

二 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	5単位／日
(2) 区分5	4単位／日
(3) 区分4	3単位／日
(4) 区分3	3単位／日
(5) 区分2以下	2単位／日

③地域移行の実績の評価

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) 区分6	4単位／日
(2) 区分5	3単位／日
(3) 区分4	3単位／日
(4) 区分3	2単位／日
(5) 区分2以下	2単位／日

ヘ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	3単位／日
(2) 区分5	3単位／日
(3) 区分4	2単位／日
(4) 区分3	2単位／日
(5) 区分2以下	2単位／日

※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

④夜間看護体制加算の拡充

潤水都市 さがみはら

入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

≪夜間看護体制加算の見直し≫　　60単位／日

［現　行］

・夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

［見直し後］

・夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、（中略）1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

⑤通院支援に対する評価の創設

潤水都市 さがみはら

医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

≪通院支援加算≫【新設】　17単位／回

・指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

⑥見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

潤水都市 さがみはら

見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

≪夜勤職員配置体制加算の要件の緩和≫

［現　行］
・前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤2人以上
・前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合　夜勤3人以上
・前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

［見直し後］
・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15％以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
・前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤1.9人以上
・前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合　夜勤2.9人以上
・前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

４　施設系･居住支援系サービス

(2)共同生活援助

①グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

・グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。

・グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。

・グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。

・移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

①グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

潤水都市 さがみはら

≪自立生活支援加算の拡充≫
[現　行]自立生活支援加算　　500単位／回

[見直し後]
イ　自立生活支援加算（Ⅰ）　　1,000単位／月
※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。
※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35 単位を加算する。
※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ　自立生活支援加算（Ⅱ）　　500単位／回
※ 現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

ハ　自立生活支援加算（Ⅲ）
(1) 利用期間が3年以内の場合　　80単位／日
(2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位／日
(3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位／日
(4) 利用期間が5年を超える場合　　40単位／日

①グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

潤水都市 さがみはら

ハ　自立生活支援加算（Ⅲ）

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。

② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。

③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。

④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。

⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。

⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

参考

グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援（移行支援住居）

○　共同生活援助を一定期間利用した後に一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する、共同生活住居単位での支援の仕組み（移行支援住居）

- サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスへの関与
- 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施
- 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行う

A指定共同生活援助事業所

＊介護サービス包括型又は外部サービス利用型が対象

管理者

A指定共同生活援助事業所
共同生活住居（a）
＊利用期間は本人の状況による

A指定共同生活援助事業所
共同生活住居(b)
＊利用期間は本人の状況による

A指定共同生活援助事業所
共同生活住居(c)
＊利用期間は本人の状況による

サービス管理責任者

A指定共同生活援助　移行支援住居

＊利用者の希望する生活の実現に向けて 一定期間の支援を実施

＊7人以下を想定

サービス管理責任者：社会福祉士・精神保健福祉士

障害者ピアサポート研修修了者

世話人

生活支援員

①グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

潤水都市 さがみはら

≪退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費≫
【新設】 2,000単位／月

※ グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定する。

① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。

② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

≪ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算≫【新設】 100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。

② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。

③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

参考

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現　　行】自立生活支援加算　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】（新設）**自立生活支援加算(Ⅰ)**　**1,000単位/月**　＊ 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

（現行）自立生活支援加算(Ⅱ)　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

（新設）**自立生活支援加算(Ⅲ)**　**80単位/日**　＊移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※　利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】**ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】**居住支援連携体制加算**　**35単位/月**、**地域居住支援体制強化推進加算**　**500単位/回**（月1回を限度）　＊自立支援加算(Ⅰ)に加算

＊移行支援住居の入居者については、自立支援加算（Ⅲ）として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】**退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費**　**2,000単位/月**　＊退居後3ヶ月　自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】**退居後ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1．グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

入居前

個別支援計画等の作成

個別支援会議等

グループホーム

・介護サービス包括型
・外部サービス利用型

生活支援

グループホームを利用していく中で、新たな生活の希望が出てきた場合（期間の定めはない）

入居中

個別支援計画の見直し

個別支援会議
本人の希望する生活や意思について共有

自立支援加算（Ⅰ）

個別支援計画を見直した上で、希望する生活に向けて住居の確保等の支援を受ける（6か月）

一人暮らし等へ

2．グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

入居前

個別支援計画等の作成

個別支援会議等

利用前に本人の希望する生活や意思について共有

グループホーム

・移行支援住居の定員は2人以上7人以下。

自立支援加算（Ⅲ）

住まいの確保

グループワーク等

居住支援法人・協議会等との連携・報告

ピアサポート実施加算

同じ目的を持った仲間と共に希望する生活を目指す住居の確保や退居後の生活に向けた支援を受ける（3年間）

3．退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援（3か月）

＋

退居後ピアサポート実施加算

＋

居宅介護等

＊サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職（社会福祉士や精神保健福祉士）を常勤専従で７：１以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

②支援の実態に応じた報酬の見直し

潤水都市 さがみはら

・障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
・世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。
・日中支援加算（Ⅱ）について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

≪基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）≫
※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
　基本報酬の区分の見直しについて（別紙1）　参照

［現　行］
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（世話人の配置4：1以上）
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（世話人の配置5：1以上）
ハ 共同生活援助サービス費（Ⅲ）（世話人の配置6：1以上）
ニ 共同生活援助サービス費（Ⅳ）（体験利用）

［見直し後］
イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）（世話人の配置6：1以上）
ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）

②支援の実態に応じた報酬の見直し

潤水都市 さがみはら

≪人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）≫

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
　共同生活援助における人員配置体制加算の創設について（別紙5）　参照

イ 人員配置体制加算（Ⅰ）
　指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）
　指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

②支援の実態に応じた報酬の見直し

潤水都市 さがみはら

≪日中支援加算（Ⅱ）の見直し≫
日中支援加算（Ⅱ）
(1)日中支援対象利用者が1人の場合
　㈠区分4から区分6まで 539単位
　㈡区分3以下 270単位
(2)日中支援対象利用者が2人以上の場合
　㈠区分4から区分6まで 270単位
　㈡区分3以下 135単位

［現　行］ 指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

［見直し後］ 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③支援の質の確保

運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする（施設入所支援も同様。）。

≪地域との連携等≫【新設】

① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

④個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

潤水都市 さがみはら

（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて基本報酬を見直す。

≪個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬の見直し≫
※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
基本報酬の区分の見直しについて（別紙1） 参照

［現　行］ 令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。

［見直し後］ 令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

４　施設系･居住支援系サービス

（3）自立生活援助

①対象者の明確化

潤水都市 さがみはら

同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する（地域定着支援も同様。）。

≪対象者の見直し≫

［現　行］

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

［見直し後］

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

②集中的に支援が必要な対象者に支援を行った場合の評価

潤水都市 さがみはら

・利用者の支援の必要性に応じて、月に6回以上訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する集中支援加算を新設する。
・効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

≪集中支援加算【新設】≫　集中支援加算 500単位／月
　自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

≪自立生活援助サービス費（Ⅲ）【新設】≫　自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月
　指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

≪定期的な訪問等による支援方法の見直し≫
［現　行］指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、必要な援助を行わなければならない。
［見直し後］指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な援助を行わなければならない。

③人員配置基準の弾力化

潤水都市 さがみはら

・併設する事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
・サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60:1とする。

≪相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】≫
　自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

≪従業者の員数の見直し≫
[現　行]
サービス管理責任者 30:1

[見直し後]
サービス管理責任者
ア 常勤である場合 60:1(他の職務との兼務不可)
イ ア以外の場合　30:1

④実施主体の拡充

・　多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

５　訓練系サービス

（1）自立訓練（機能訓練）

①社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

潤水都市 さがみはら

・標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

≪リハビリテーション加算の見直し【一部新設】≫

リハビリテーション加算（Ⅰ）48単位／日

［現　行］

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤（略）

［見直し後］

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤（略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

②ピアサポートの専門性の評価

・利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する（自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）も同様。）。

≪ピアサポート実施加算【新設】≫ 100単位／月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

③支給決定の更新の弾力化

複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が具体的に見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す（自立訓練（生活訓練）も同様（宿泊型自立訓練を除く。））。

④提供主体の拡充

医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

≪通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準【新設】≫

① 通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂の面積を加える。）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者の数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。

② 通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該通所リハビリテーションの利用者の数を当該通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。

③ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

※ 通所リハビリテーション事業所において、基準該当サービスを提供する場合の基準も同様。

④提供主体の拡充

≪病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準【新設】≫

　地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によりサービスを受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う基準該当サービスに関して事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

①　事業所の専用の部屋等の面積を、基準該当サービスを受ける利用者の数で除して得た面積が3㎡以上であること。

②　管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10：1以上配置していること。

③　基準該当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

５　訓練系サービス

（２）自立訓練（生活訓練）

①社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（宿泊型自立訓練を除く）

潤水都市 さがみはら

≪個別計画訓練支援加算の見直し≫

個別計画訓練支援加算（Ⅰ） 47単位／日

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。
①～⑤（略）
⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

②支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

潤水都市 さがみはら

日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行う。

≪日中支援加算の見直し≫

5の2 日中支援加算 270単位／日

［現　行］ 日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

［見直し後］ 日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

６　就労系サービス

(1)就労移行支援

①就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

[現行]定員20名以上

⇒ ［見直し後］ 定員10名以上

②支援計画会議実施加算の見直し(1)

≪加算要件等の見直し≫

地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進するため、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

≪加算の名称変更≫

地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

②支援計画会議実施加算の見直し(2)

潤水都市 さがみはら

[現行]支援計画会議実施加算 583単位／回

→ [見直し後]

○ 地域連携会議実施加算(Ⅰ)583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、加算。

○ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)408単位／回

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度

６　就労系サービス

（２）就労継続支援Ａ型

スコア方式等の見直し

潤水都市 さがみはら

〇経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を見直し。

・事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直し
・労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定
・生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点
・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目の設定
・経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目の設定。

〇通知を改正し、情報公表制度におけるスコアの公表の仕組みを設ける。

６　就労系サービス

（３）就労継続支援Ｂ型

①平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

潤水都市 さがみはら

（「**平均工賃月額**」**に応じた報酬体系**を採用している場合）

≪基本報酬≫

・工賃の更なる向上のため、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げ

・多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、人員配置6：1の報酬体系を創設

≪加算≫

○目標工賃達成指導員配置加算

6：1の基本報酬の創設に伴い、要件や単価の見直し

〔見直し後〕

利用定員	報酬単価
20人以下	45単位
21人以上40人以下	40単位
41人以上60人以下	38単位
61人以上80人以下	37単位

○目標工賃達成加算［新設］ 10単位／日

目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、各都道府県の工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算

①平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

（「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって
一律に評価する報酬体系を採用している場合）

≪基本報酬≫
・収支差率を踏まえて基本報酬を見直し
・多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、人員配置6：1の報酬体系を創設

≪減算≫
〇短時間利用減算［新設］（所定の単位数の70/100算定）
短時間の利用者が多い場合の減算
・算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算。
ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外。

②平均工賃月額の算定方法の見直し

潤水都市 さがみはら

≪基本報酬算定に用いる前年度の平均工賃月額の算定方法≫

［現行］

支払った工賃総額　÷　各月の工賃支払対象者の総数　＝　1人当たり平均工賃月額

※ ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

※(a)月の途中において、利用開始又は終了した利用者等については、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出

(b)複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者等については、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する等の例外あり。

→　［見直し後］

ア 工賃支払総額を算出

イ 開所日1日当たりの平均利用者数を算出(延べ利用者数÷年間開所日数)

ウ 工賃支払総額(ア)÷開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月＝1人当たり平均工賃月額

※ 現行の(a)(b)の除外要件は廃止

６　就労系サービス

(4)就労定着支援

①就労定着率のみを用いた報酬設定

潤水都市 さがみはら

［現行］利用者数と就労定着率
→ ［見直し後］ 就労定着率のみ

②定着支援連携促進加算の見直し(1)

潤水都市 さがみはら

≪加算要件等の見直し≫

地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進するため、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

≪加算の名称変更≫

地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する

②定着支援連携促進加算の見直し(2)

潤水都市 さがみはら

[現行]定着支援連携促進加算 579単位／回

→ [見直し後]

○地域連携会議実施加算(Ⅰ)579単位／回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算。

○ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)405単位／回

関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算。

※ 算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度

③支援終了の際の事業所の対応

潤水都市 さがみはら

○支援体制構築未実施減算［新設］

（所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算）

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に減算

・要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任、関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

④実施主体の追加

障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加

⑤就労移行支援事業所等との一体的な実施

本体施設のサービス提供に支障がない場合、一体的に運営する就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含めることができる。

６　就労系サービス

（５）就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項

横断的な改定事項(1)

潤水都市 さがみはら

①就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価（就労継続支援A型・就労継続支援B型）

一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援B型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。

②休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・自立訓練）

一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件や、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で周知するとともに、支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

横断的な改定事項（2）

潤水都市 さがみはら

③就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し
（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）

地方公共団体の事務負担軽減のため、報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。

ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付ける。

④基礎的研修開始に伴う対応
（就労移行支援及び就労定着支援）

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とする。

※令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

※さらに、経過措置期間、就労支援員が基礎研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できる。

横断的な改定事項（3）

潤水都市 さがみはら

⑤施設外支援に関する事務処理の簡素化
（就労移行支援及び就労継続支援A型・就労継続支援B型）

≪施設外支援に係る個別支援計画の見直し頻度≫
［現行］1週間ごと　→　［見直し後］ 1ヶ月ごと

６　就労系サービス

（６）就労選択支援

①サービスの対象者

潤水都市 さがみはら

・就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用（令和7年10月～）

・新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者、就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、原則として就労選択支援を利用（令和9年4月～）

②実施主体の要件

・就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

・ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

③従事者の人員配置・要件

潤水都市 さがみはら

○管理者
○就労選択支援員　15:1以上
（常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上。専従）
ただし、就労移行支援又は就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合（利用者数の合計が就労移行支援等の利用定員を超えない場合に限る。）は就労移行支援等の職員及び管理者を兼務可

≪就労選択支援員の要件≫
・就労選択支援員養成研修の修了
※経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす
※就労選択支援員養成研修の受講要件：
基礎的研修を修了していること
就労支援に関して一定の経験を有していること
（当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。）

○個別支援計画作成不要、サービス管理責任者の配置は求めない。

④就労選択支援の基本プロセス

潤水都市 さがみはら

○アセスメント

短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理を行う。

○多機関連携会議

アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所等の関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求める。

○関係機関との連絡調整

アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行わなければならない。

○利用者への情報提供

協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない

⑤支給決定期間

潤水都市 さがみはら

1か月（原則）
※自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月
※アセスメントの期間は基本、2週間以内

⑥特別支援学校における取扱い

・特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施可
・在学中に複数回実施可
・職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可

⑦他機関が実施したアセスメントの取扱い

・障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとする。
・この場合、多機関連携会議の開催、アセスメントの結果の作成又は関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センター等の機関に対し、多機関連携会議への参加等の協力を求めることができる

⑧中立性の確保

潤水都市 さがみはら

○特定事業所集中減算［新設］ 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には減算。

ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1カ所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。

○市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。

○事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととする。

○本人へ提供する情報に誤りや偏りがないよう多機関連携会議を開催することとする。

⑨計画相談支援事業との連携・役割分担

潤水都市 さがみはら

・指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を、利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。指定就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

・相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。

　また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならないこととする。

⑩基本報酬・加算の設定

潤水都市 さがみはら

≪基本報酬≫

・サービス提供日に応じた日額報酬とする。

就労選択支援サービス費（1日につき）1,210単位

≪加算≫

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、在宅時生活支援サービス加算、福祉・介護職員等処遇改善加算

≪減算≫

虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算

7　相談系サービス

(1)計画相談支援、障害児相談支援

①相談支援の基本報酬等の見直し

潤水都市 さがみはら

（以下の見直し内容①～⑨は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。）

≪機能強化型サービス利用支援費等の拡充≫

［現　行］

イ サービス利用支援費

(1)機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）　1,864単位
(2)機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）　1,764単位
(3)機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）　1,672単位
(4)機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）　1,622単位
(5)サービス利用支援費（Ⅰ）　1,522単位
(6)サービス利用支援費（Ⅱ）　732単位

ロ 継続サービス利用支援費

(1)機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,613単位
(2)機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）1,513単位
(3)機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）1,410単位
(4)機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）1,360単位
(5)継続サービス利用支援費（Ⅰ）　1,260単位
(6)継続サービス利用支援費（Ⅱ）　606単位

①相談支援の基本報酬等の見直し

潤水都市 さがみはら

≪機能強化型サービス利用支援費等の拡充≫

[見直し後]

イ サービス利用支援費

(1)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ) 2,014単位
(2)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 1,914単位
(3)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 1,822単位
(4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ) 1,672単位
(5)サービス利用支援費(Ⅰ) 1,572単位
(6)サービス利用支援費(Ⅱ) 732単位

ロ 継続サービス利用支援費

(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,761単位
(2)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 1,661単位
(3)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ) 1,558単位
(4)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ) 1,408単位
(5)継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1,308単位
(6)継続サービス利用支援費(Ⅱ) 606単位

①相談支援の基本報酬等の見直し

潤水都市 さがみはら

≪機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定する事業所の要件について、以下の下線内容を追加≫

①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）

①相談支援の基本報酬等の見直し

※1　特別地域加算の対象地域のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

※2　経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、前スライドの①及び②の要件を満たしているものとみなす。

※3　令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。

・前スライド②の要件について、令和9月3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。

・前スライド③の要件について、令和9月3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

②質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪主任相談支援専門員配置加算≫

［現行］
・主任相談支援専門員配置加算　100単位／月
※　主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

［見直し後］
イ　主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）　300単位／月
※　地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びそのほかの相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ　主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）　100単位／月
※　主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

②質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪地域体制強化共同支援加算の見直し≫

［現　行］
（算定要件）
　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

［見直し後］
（算定要件）
運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※ 令和9月3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

③適切な相談支援の実施

モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。

［追加］

・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者

・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪医療・保育・教育機関等連携加算の拡充≫

［現　行］
医療・保育・教育機関等連携加算　　100単位／月

※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪医療・保育・教育機関等連携加算の拡充≫

［見直し後］　医療・保育・教育機関等連携加算　300単位／月（①－Ⅱ、②）
200単位／月（①－Ⅰ）
150単位／月（③）

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
　Ⅰ 指定サービス利用支援
　Ⅱ 指定継続サービス利用支援

②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪集中支援加算の拡充≫

［現　行］
　集中支援加算 300単位／月

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合

②・③（略）

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪集中支援加算の拡充≫

[見直し後]

集中支援加算　300単位／月(①～④)
150単位／月(⑤)

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)

②・③ (略)

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪集中支援加算の拡充≫

［見直し後］

集中支援加算　300単位／月（①～④）
150単位／月（⑤）

※ 指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）

⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪入院時情報連携加算の拡充≫

［現　行］
イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月
ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位／月

［見直し後］
イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 300単位／月
ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 150単位／月

≪退院・退所加算の拡充≫
［現　行］
退院・退所加算　　200単位／月

［見直し後］
退院・退所加算　　300単位／月

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪居宅介護事業所等連携加算、保育・教育移行支援加算の拡充≫

［現　行］
（計画相談）
居宅介護支援事業所等連携加算　　300単位／月（①、②）
　　100単位／月（③）
（障害児相談）
保育・教育等移行支援加算　　300単位／月（①、②）
　　100単位／月（③）

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合
② （略）
③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合

④医療等の多機関連携のための加算の見直し

潤水都市 さがみはら

≪居宅介護事業所等連携加算、保育・教育移行支援加算の拡充≫

［見直し後］
（計画相談）
居宅介護支援事業所等連携加算　　300単位／月（①、②）
150単位／月（③）
（障害児相談）
保育・教育等移行支援加算　　300単位／月（①、②）
150単位／月（③）

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

①月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
②（略）
③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合（単位数の変更のみ）

⑤医療との連携のための仕組み

潤水都市 さがみはら

・支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。

⑥高い専門性が求められる者の支援体制

潤水都市 さがみはら

≪要医療児者支援体制加算の見直し≫

［現　行］
　要医療児者支援体制加算　35単位／月
※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

［見直し後］
イ 要医療児者支援体制加算（Ⅰ）60単位／月
※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ）30単位／月
※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑥高い専門性が求められる者の支援体制

≪行動障害支援体制加算の見直し≫

［現　行］
　行動障害支援体制加算 35単位／月
※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

［見直し後］
イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ）60単位／月
※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が 10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 行動障害支援体制加算**（Ⅱ）30単位／月**
※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑥高い専門性が求められる者の支援体制

潤水都市 さがみはら

≪精神障害者支援体制加算の見直し≫

［現　行］ 精神障害者支援体制加算 35単位／月
※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

［見直し後］
イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ）60単位／月
※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。
・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

ロ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ）30単位／月
※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑦相談支援に従事する人材の確保

潤水都市 さがみはら

・機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

⑧ICTの活用等

潤水都市 さがみはら

≪初回加算の見直し≫　　300単位／月（計画相談）

［現　行］

（算定要件）

・新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

［見直し後］

（算定要件）

・新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

→ 集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。

⑨離島や過疎地などにおける取扱い

潤水都市 さがみはら

・ 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。

▷居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。

▷居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等の間に一定の距離がある場合は更に評価する。

▷従たる事業所（サテライト）について、解釈通知において、主たる事業所から30分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。

▷機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

⑨離島や過疎地などにおける取扱い

潤水都市 さがみはら

≪特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】≫

・指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

①当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。

②当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

⑨離島や過疎地などにおける取扱い

潤水都市 さがみはら

≪遠隔地訪問加算【新設】≫ 300単位／回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

・初回加算 （契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
・入院時情報連携加算 （病院等への訪問による情報提供に限る。）
・退院・退所加算
・居宅介護支援事業所等連携加算 （利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
・保育・教育等移行支援加算 （利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
・医療・保育教育機関等連携加算 （福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
・集中支援加算 （利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

→機能強化型の基本報酬の算定については、①相談支援の基本報酬等の見直しを参照

⑩障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

・運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。

・運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

8　障害児支援

(1)児童発達支援

①児童発達支援センターの一元化

潤水都市 さがみはら

・ 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
・ 治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。
・ 難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う（⑰⑲⑳参照）。
・ なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定する。

→ 基準について、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
「児童発達支援センターの一元化」（別紙7）参照
基本報酬について、⑦及び
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

①児童発達支援センターの一元化

潤水都市 さがみはら

一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準について

◎改正後（一元化後）の基準（令和６年４月以降～）

	児童発達支援センター			
	児童発達支援			治療を行う場合
人員基準	○嘱託医・・・　１以上 （神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者） ○児童指導員及び保育士　４：１以上 ・児童指導員・・・　１以上 ・保育士・・・　１以上 （機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること）	○栄養士・・・　１以上 （障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる） ○調理員・・・　１以上 全部委託の場合は置かないことも可 ○機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く	○児童発達支援管理責任者・・・１以上 ○看護職員 医療的ケアを行う場合に置く ○管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可	左記の人員に加え、 ○診療所に必要とされる従業者 ・・・医療法に規定する必要数
設備基準	○医務室 ○発達支援室　定員おおむね10人 床面積　2.47㎡以上／人 ○遊戯室　床面積　1.65㎡以上／人	○屋外遊技場 ○相談室 ○調理室 ○便所	○静養室 ○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること	左記の基準に加え（※）、 ○医療法に規定する診療所に必要とされる設備 （※）医務室については除く。

◎経過措置
旧医療型児童発達支援センター及び旧福祉型児童発達支援センター（難聴児、重症心身障害児）の人員・設備について、令和８年度末までの間（設備基準は当分の間）、改正前の基準によることができる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
「児童発達支援センターの一元化」（別紙7）参照

②児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価

潤水都市 さがみはら

・児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。

(※)①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ
・コンサルテーション機能
③地域のインクルージョンの中核機能
④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

≪中核機能強化加算【新設】≫
中核機能強化加算(Ⅰ) 55単位～155単位／日…①
中核機能強化加算(Ⅱ) 44単位～124単位／日…②
中核機能強化加算(Ⅲ) 22単位～ 62単位／日…③

②児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価

潤水都市 さがみはら

※ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

① 以下の基本要件及びイ・ロ・ハ全てに適合
② 以下の基本要件及びイ・ロに適合
③ 以下の基本要件及びイ又はロのいずれかに適合

【基本要件】
　市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応するための支援体制、インクルージョン推進のための支援体制（保育所等訪問支援の実施）、相談支援体制（障害児相談支援の実施）等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等
イ：関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートの専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施
ロ：障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成等、障害児支援の専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施
ハ：多職種（保育士・児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員等）を配置し多職種連携による専門的な支援を実施

②児童発達支援センター等における地域の障害児支援の中核機能の評価

潤水都市 さがみはら

・児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

≪中核機能強化事業所加算【新設】≫

中核機能強化事業所加算 75単位～187単位／日

※ 市町村が、地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

③総合的な支援の推進

・適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

≪運営基準【新設・一部改正】≫

○ 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、(中略)心身の健康等に関する領域との関連性(中略)を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

④事業所の支援プログラムの作成・公表

潤水都市 さがみはら

・ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

≪運営基準【新設】≫

○ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

※ 1年の経過措置期間を設ける

≪支援プログラム未公表減算【新設】≫

支援プログラム未公表減算　所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合
（令和7年4月1日から適用）

⑤児童指導員等加配加算の見直し

潤水都市 さがみはら

・児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

≪児童指導員等加配加算の見直し≫

［現　行］ 児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置	区分に応じて	22～62単位／日
児童指導員等を配置	同	15～41単位／日
その他の従業者を配置	同	11～30単位／日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置	区分に応じて	75～187単位／日
児童指導員等を配置	同	49～123単位／日
その他の従業者を配置	同	36～ 90単位／日

⑤児童指導員等加配加算の見直し

潤水都市 さがみはら

［見直し後］ 児童指導員等加配加算

【児童発達支援センター】

児童指導員等を配置	常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	22～62単位／日
	常勤専従・経験5年未満	同	18～51単位／日
	常勤換算・経験5年以上	同	15～41単位／日
	常勤換算・経験5年未満	同	13～36単位／日
その他の従業者を配置			11～30単位／日

【児童発達支援事業所（障害児）】

児童指導員等を配置	常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	75～187単位／日
	常勤専従・経験5年未満	同	59～152単位／日
	常勤換算・経験5年以上	同	49～123単位／日
	常勤換算・経験5年未満	同	43～107単位／日
その他の従業者を配置			36～ 90単位／日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

⑥専門的支援加算・特別支援加算の見直し

・ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

≪専門的支援加算・特別支援加算の見直し≫

［現　行］

<u>専門的支援加算</u>
専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置	区分に応じて	22～62単位／日
児童指導員を配置	同	15～41単位／日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置	区分に応じて	75～187単位／日
児童指導員を配置	同	49～123単位／日

⑥専門的支援加算・特別支援加算の見直し

潤水都市 さがみはら

［現　行］

特別支援加算　54単位／回

理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

［見直し後］

専門的支援体制加算
専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

【児童発達支援センター】 区分に応じて　15～　41単位／日
【児童発達支援事業所（障害児）】 同　　49～123単位／日

専門的支援実施加算　150単位／回（原則月4回を限度）
理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合
（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度）

⑦基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）

潤水都市 さがみはら

・基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

・支援時間による区分は、

30分以上1時間30分以下
1時間30分超3時間以下
3時間超5時間以下

の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

⑧自己評価・保護者評価の充実

潤水都市 さがみはら

・ 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

≪運営基準【一部改正】≫

○ 指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。

○ 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並び　に改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

⑨関係機関との連携の強化
（関係機関連携加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

・こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

≪関係機関連携加算の見直し≫

［現　行］

関係機関連携加算（Ⅰ）　200単位／回（月１回を限度）
保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

関係機関連携加算（Ⅱ）　200単位／回（１回を限度）
就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

⑨関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

≪関係機関連携加算の見直し≫

［見直し後］

関係機関連携加算（Ⅰ）250単位／回（月1回を限度）
保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

関係機関連携加算（Ⅱ）200単位／回（月1回を限度）
保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

関係機関連携加算（Ⅲ）150単位／回（月1回を限度）
児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

関係機関連携加算（Ⅳ）200単位／回（1回を限度）
就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

⑩セルフプランの場合の事業所間連携の強化

・障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。

・併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

≪事業所間連携加算【新設】≫

事業所間連携加算（Ⅰ）500単位／回（月1回を限度）…①

セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合

事業所間連携加算（Ⅱ）150単位／回（月1回を限度）…②

セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する児について、①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

⑪認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し（医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し）

・医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

≪医療連携体制加算（Ⅶ）の見直し≫

［現　行］ 医療連携体制加算（Ⅶ） 100単位／日

喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬又は主として重症心身障害児に対して支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない）

［見直し後］ 医療連携体制加算（Ⅶ） 250単位／日

喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない）

⑫主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し

・重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、⑦の時間区分創設の見直しは行わない。

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

⑬医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

・こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

≪入浴支援加算【新設】≫

入浴支援加算 55単位／回（月8回を限度）

医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

⑭医療的ケア児等に対する送迎支援の促進

潤水都市 さがみはら

・医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

≪送迎加算の見直し≫

［現　行］ 送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】
障害児　　54単位／回
医療的ケア児　＋37単位／回
（※）医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ。看護職員の付き添いが必要。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】
重症心身障害児　37単位／回
（※）職員の付き添いが必要。

⑭医療的ケア児等に対する送迎支援の促進

潤水都市 さがみはら

［見直し後］ 送迎加算

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

障害児　54単位／回

重症心身障害児　＋40単位／回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）　＋80単位／回

医療的ケア児（その他の場合）　＋40単位／回

（※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

重症心身障害児　40単位／回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）　80単位／回

医療的ケア児（その他の場合）　40単位／回

（※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

（※）医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

⑮共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価

・医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児　に対して支援を行った場合の評価を行う。

≪共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】≫

共生型サービス医療的ケア児支援加算　400単位／日

※共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

⑯強度行動障害児支援加算の見直し

潤水都市 さがみはら

・強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

≪強度行動障害児支援加算の見直し≫

［現　行］ 強度行動障害児支援加算　155単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

［見直し後］ 強度行動障害児支援加算 200単位／日

（加算開始から90日以内の期間は、更に＋500単位／日）

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

⑰重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）

潤水都市 さがみはら

・個別サポート加算（Ⅰ）について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

≪個別サポート加算（Ⅰ）の見直し≫

［現　行］ 個別サポート加算（Ⅰ）　100単位／日

※ 著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児（乳幼児等サポート調査表で　食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当）に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

［見直し後］ 個別サポート加算（Ⅰ）　120単位／日

※ 重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

⑱要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）

潤水都市 さがみはら

・個別サポート加算（Ⅱ）について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

≪個別サポート加算（Ⅱ）の見直し≫

［現　行］ 個別サポート加算（Ⅱ）　125単位／日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携（支援の状況等を年1回以上共有）し支援を行った場合

［見直し後］ 個別サポート加算（Ⅱ）　150単位／日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携（支援の状況等を6月に1回以上共有）し支援を行った場合

⑲難聴児への支援の充実

潤水都市 さがみはら

・人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を行う。

≪人工内耳装用児支援加算の見直し≫

［現　行］ 人工内耳装用児支援加算利用定員に応じて　 445～603単位／日

※ 主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を4以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合

［見直し後］

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 利用定員に応じて　 445～603単位／日

※ 児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）　 150単位／日

※ 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

⑳視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実

潤水都市 さがみはら

・意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

≪視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】≫

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算　100単位／日

※ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合

㉑家族支援の充実
（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

・家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
・統合後の加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。

≪家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し≫

［現　行］

家庭連携加算（月4回を限度）

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上）280単位／回

（所要時間1時間未満）187単位／回

事業所内相談支援加算

入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合

加算（Ⅰ）（個別相談）　100単位／回（月1回を限度）

加算（Ⅱ）（グループ）　80単位／回（月1回を限度

㉑家族支援の充実
（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

［見直し後］ ※両加算を統合

〇家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）
入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上）	300単位／回
（所要時間1時間未満）	200単位／回
事業所等で対面	100単位／回
オンライン	80単位／回

〇家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）
入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面	80単位／回
オンライン	60単位／回

※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

㉒支援場面等を通じた家族支援の評価

潤水都市 さがみはら

・家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

≪子育てサポート加算【新設】≫

子育てサポート加算　80単位／回（月4回を限度）

※ 保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

㉓預かりニーズへの対応
延長支援加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

・基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定すること（⑦参照）とあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
・延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

≪延長支援加算の見直し≫

［現　行］

延長支援加算	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日

※ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

㉓預かりニーズへの対応
延長支援加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

［見直し後］

延長支援加算	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満	61単位／日	128単位／日）

※ 基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）。なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

㉔インクルージョンに向けた取組の推進

・運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載し、その実施を求める。

≪運営基準【新設・一部改正】≫

○ 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、（中略）インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。

㉕保育・教育等移行支援加算の見直し

・ 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

≪保育・教育等移行支援加算の見直し≫

［現　行］
〇保育・教育等移行支援加算　　500単位／回（1回を限度）
※ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

［見直し後］
〇保育・教育等移行支援加算
・退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合　　500単位／回（2回を限度）
（※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等
・退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合　500単位／回（1回を限度）
・退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位／回（1回を限度）

㉖児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い

潤水都市 さがみはら

令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や食育的観点からの取組等を求めると共に、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

≪食事提供加算の見直し≫

［現　行］
食事提供加算（Ⅰ）（中間所得者の場合）　30単位／日
食事提供加算（Ⅱ）（低所得者の場合）　40単位／日
※ 児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して食事の提供を行う場合

［見直し後］
食事提供加算（Ⅰ）　30単位／日…栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合
食事提供加算（Ⅱ）　40単位／日…管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合
※ 児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合

㉗障害児支援におけるこどもの最善の利益の保証

潤水都市 さがみはら

・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

≪運営基準【新設・一部改正】≫

○ 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

○ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

８　障害児支援

（２）放課後等デイサービス

①地域の障害児支援の中核機能の評価

⇒（児童発達支援 ② と同様）

②総合的な支援の推進

⇒（児童発達支援 ③ と同様）

③事業所の支援プログラムの作成・公表

⇒（児童発達支援 ④ と同様）

④児童指導員等加配加算の見直し

⇒（児童発達支援 ⑤ と同様）

⑤専門的支援加算・特別支援加算の見直し

・ 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

≪専門的支援加算・特別支援加算の見直し≫

［現　行］

専門的支援加算

専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

理学療法士等を配置　区分に応じて　75～187単位／日
児童指導員を配置　　同　　49～123単位／日

特別支援加算　　54単位／回

理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

⑤専門的支援加算・特別支援加算の見直し

［見直し後］

専門的支援体制加算　49～123単位／日

専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

専門的支援実施加算　150単位／回（原則月4回を限度）

理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合
（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて月2回から最大月6回を限度とする。）

⑥基本報酬におけるきめ細かい評価
（時間区分の創設）

潤水都市 さがみはら

・基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。

・支援時間による区分は、
　30分以上1時間30分以下
　1時間30分超3時間以下
　3時間超5時間以下
　の3区分とし、「3時間超5時間以下」の区分は学校休業日のみ算定可能とする。平日に3時間、学校休業日に5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

・なお、時間区分は個別支援計画に定めた支援時間で判定することを基本としつつ、事業所の都合で支援時間が短くなった場合は、実支援時間で判定することとし、欠席時対応加算（Ⅱ）については廃止する。

⑦自己評価・保護者評価の充実

⇒（児童発達支援 ⑧ と同様）

⑧関係機関との連携の強化（関係機関連携加算の見直し）

⇒（児童発達支援 ⑨ と同様）

⑨セルフプランの場合の事業所間の連携強化

⇒（児童発達支援 ⑩ と同様）

⑩送迎時の自立支援の評価

・こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

≪通所自立支援加算【新設】≫

通所自立支援加算 60単位／回（算定開始から3月を限度）

※ 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

⑪学校卒業後の生活を見据えた支援の評価

・こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

≪自立サポート加算【新設】≫

自立サポート加算　100単位／回（月2回を限度）

※ 高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

⑫認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直し

⇒ （児童発達支援 ⑪ と同様）

⑬主として重症心身障害児を通わせる事業所の評価の見直し

⇒ （児童発達支援 ⑫ と同様）

⑭医療的ケア児等に対する入浴支援の評価

・こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

≪入浴支援加算【新設】≫

入浴支援加算 70単位／回（月8回を限度）

※ 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

⑮医療的ケア児等に対する送迎支援の充実

⇒（児童発達支援 ⑭ と同様）

⑯共生型サービスにおける医療的ケア児への支援の評価

⇒（児童発達支援 ⑮ と同様）

⑰強度行動障害児支援加算の見直し

潤水都市 さがみはら

・強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

≪強度行動障害児支援加算の見直し≫

［現　行］

強度行動障害児支援加算　　155単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

［見直し後］

強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（児基準20点以上）　　200単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

強度行動障害児支援加算（Ⅱ）（児基準30点以上）　　250単位／日

（加算開始から90日以内の期間は、更に＋500単位／日）

※ 強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

⑱行動障害の予防的支援と重度障害児への支援の充実（個別サポート加算（Ⅰ）の見直し）

・個別サポート加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

≪個別サポート加算（Ⅰ）の見直し≫

［現　行］

個別サポート加算（Ⅰ）　100単位／日

※ 著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

［見直し後］

個別サポート加算（Ⅰ）

90単位／日…ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

120単位／日…ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）

⑲要支援・要保護児童への支援の充実（個別サポート加算（Ⅱ）の見直し）

⇒（児童発達支援 ⑱ と同様）

⑳難聴児支援の充実

⇒（児童発達支援 ⑲ と同様）

㉑視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実

⇒（児童発達支援 ⑳ と同様）

㉒不登校児童への支援の充実

潤水都市 さがみはら

・継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

≪個別サポート加算（Ⅲ）【新設】≫

個別サポート加算（Ⅲ）　　70単位／日

※ 不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

㉓家族支援の充実
（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）

⇒ （児童発達支援 ㉑ と同様）

㉔支援場面等を通じた家族支援の評価

⇒ （児童発達支援 ㉒ と同様）

㉕預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）

・基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定すること（⑦参照）とあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
・延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

≪延長支援加算の見直し≫
［現　行］

延長支援加算	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位／日	128単位／日
同1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日

※ 営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

㉕預かりニーズへの対応（延長支援加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

≪延長支援加算の見直し≫

［見直し後］

延長支援加算	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位／日	192単位／日
同2時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上1時間未満	61単位／日	128単位／日）

※ 基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（平日3時間、学校休業日5時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）。
なお、延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

㉖インクルージョンに向けた取組の推進

⇒（児童発達支援 ㉔ と同様）

㉗保育・教育等移行支援加算の見直し

⇒（児童発達支援 ㉕ と同様）

㉘障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

⇒（児童発達支援 ㉗ と同様）

8　障害児支援

(3)居宅訪問型児童発達支援

①総合的な支援の推進

⇒ （児童発達支援 ③ と同様）

②事業所の支援プログラムの作成・公表

⇒ （児童発達支援 ④ と同様）

③効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定）

・訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。

④訪問支援員特別加算の見直し

潤水都市 さがみはら

・支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

≪訪問支援員特別加算の見直し≫

［現　行］

訪問支援員特別加算 679単位／日

※ 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合

［見直し後］

保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し、当該職員が支援を行う場合

訪問支援員特別加算（Ⅰ）850単位／日…業務従事10年以上の職員の場合

訪問支援員特別加算（Ⅱ）700単位／日…業務従事5年以上10年未満の職員の場合

⑤多職種連携による支援の評価

・障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

≪多職種連携支援加算【新設】≫

多職種連携支援加算 200単位／回（月1回を限度）

※ 訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

⑥強度行動障害を有する児への支援の充実

潤水都市 さがみはら

・強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

≪強度行動障害児支援加算【新設】≫

強度行動障害児支援加算　200単位／日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

⑦家族支援の充実

潤水都市 さがみはら

・障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

≪家族支援加算【新設】≫

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）
障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合
居宅を訪問（所要時間1時間以上）　300単位／回
（所要時間1時間未満）　200単位／回
※ 居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の日の訪問に限る
事業所等で対面　100単位／回
オンライン　80単位／回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）
障害児の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合
事業所等で対面　80単位／回
オンライン　60単位／回
※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

⑧障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

（児童発達支援　㉗　と同様）

8　障害児支援

(4)保育所等訪問支援

①インクルージョンに向けた取組の推進

潤水都市 さがみはら

（児童発達支援　㉔　と同様）

②効果的な支援の確保・促進
（訪問先と連携した個別計画の作成、支援時間の下限の設定等）

・ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
・ 運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

≪運営基準【一部改正】≫

○ 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

③関係機関との連携の強化

潤水都市 さがみはら

・効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。

≪関係機関連携加算【新設】≫

関係機関連携加算　150単位／回（月1回を限度）

※ 訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

④自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

・効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

≪運営基準【新設】≫

○ 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

○ 指定保育所等訪問支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては（中略）、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。

○ 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利　用その他の方法により公表しなければならない。

④自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

潤水都市 さがみはら

≪自己評価結果等未公表減算【新設】≫

自己評価結果等未公表減算　所定単位数の85％を算定

※ 保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

⑤訪問支援員特別加算の見直し

潤水都市 さがみはら

・支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

≪訪問支援員特別加算の見直し≫

［現　行］

訪問支援員特別加算　679単位／日

※ 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上(その他職員は10年以上)の職員を配置した場合

［見直し後］

訪問支援員特別加算（Ⅰ）　850単位／日…①

訪問支援員特別加算（Ⅱ）　700単位／日…②

※　保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上(保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上)の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上(又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上)の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満(又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上)の職員の場合

⑥他職種連携による支援の評価

⇒ （居宅訪問型児童発達支援 ⑤ と同様）

⑦医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実

・ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合の評価を行う。

≪ケアニーズ対応加算【新設】≫

ケアニーズ対応加算　120単位／日

※ 訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

⑧強度行動障害を有する児への支援の充実

（居宅訪問型児童発達支援 ⑥ と同様）

⑨家庭支援の充実（家庭連携加算の見直し）

潤水都市 さがみはら

・家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う。

≪家族支援加算【新設】（家庭連携加算の見直し）≫

［現　行］

家庭連携加算（月2回を限度）

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上）　280単位／回

（所要時間1時間未満）　187単位／回

［見直し後］

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上）　300単位／回

（所要時間1時間未満）　200単位／回

事業所等で対面　100単位／回

オンライン　80単位／回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

入所児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面　80単位／回

オンライン　60単位／回

※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

⑩障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

潤水都市 さがみはら

（児童発達支援　㉗　と同様）

８　障害児支援

（５）福祉型障害児入所施設

（６）医療型障害児入所施設

①移行支援計画の作成
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪運営基準【新設・一部改正】≫
○ 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

○ 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

○ 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
※その他、入所支援計画作成の規定を準用

②移行支援にあたっての関係機関との連携の強化（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪移行支援関係機関連携加算【新設】≫

移行支援関係機関連携加算　250単位／回（月に1回を限度）

※ 移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合

③移行支援にあたっての体験利用の活用の促進
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪体験利用支援加算【新設】≫

体験利用支援加算（Ⅰ）　700単位／日（1回3日まで、2回を限度）…①
体験利用支援加算（Ⅱ）　500単位／日（1回5日まで、2回を限度）…②

※強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする児に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整や体験中の付き添い等の支援を行った場合

①宿泊施設等（グループホームや短期入所を含む）での体験利用
②日中活動（生活介護や就労継続B型支援を含む）の体験利用

④職業指導員加算の見直し
（福祉型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪職業指導員加算の見直し≫

［現　行］
職業指導員加算　　基本報酬の区分に応じて8～296単位／日
※職業指導員を専任で配置した場合

［見直し後］
日中活動支援加算　基本報酬の区分に応じて16～322単位／日

※一定の経験を有する職業指導員を専任で配置し、将来における生活も考慮した施設における日中活動に関する計画を作成し、支援を行った場合

⑤家庭的な養育環境の確保
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪運営基準【新設】≫

○ 指定福祉型（医療型）障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

⑥小規模グループケア加算の見直し
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪小規模グループケア加算の見直し≫

［現　行］
小規模グループケア加算（定員4～8名（※））　240単位／日
（※）都道府県知事が認めた施設については最大10名
サテライト型（定員4～6名）として実施した場合　＋308単位／日
（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は2以上）配置

［見直し後］
小規模グループケア加算（Ⅰ）（定員4～6名）　320単位／日
小規模グループケア加算（Ⅱ）（定員7名又は8名）　233単位／日
（※）都道府県知事が認めた施設で定員9名又は10名の場合　186単位／日
サテライト型（定員4～6名）として実施した場合　＋378単位／日
（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は3以上（うち2は兼務可）配置
※医療型障害児入所施設について、サテライト型は除く

⑦基本報酬の見直し
（福祉型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

・ケアの小規模化を推進する観点から、基本報酬（主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上から40人以下の区分設定を、10人単位刻みから5人単位刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う（111人以上の区分を削除）。

⑧強度行動障害児特別支援加算の見直し
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

≪強度行動障害児特別支援加算の見直し≫

［現　行］
強度行動障害児特別支援加算　781単位／日
（加算開始から90日以内の期間は、更に＋700単位／日）※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合（3年間を限度）

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児2人につき児童指導員1加配。
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

【設備】居室は原則個室。行動改善室等の必要な設備を設ける

⑧強度行動障害児特別支援加算の見直し
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪強度行動障害児特別支援加算の見直し≫

［見直し後］
強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）（児基準20点以上）　390単位／日
強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）（児基準30点以上）　781単位／日
（加算開始から90日以内の期間は、更に＋700単位／日）

※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）。加算（Ⅱ）は、同（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける

⑨被虐待児への支援の評価
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪要支援児童加算【新設】≫

要支援児童加算（Ⅰ）150単位／回（月に1回を限度）…①
要支援児童加算（Ⅱ）150単位／回（月に4回を限度）…②

※要保護・要支援児童に対し、
①児童相談所等の関係機関と連携し、入所支援を行った場合
②一定の経験年数を有する心理担当職員が、計画的に専門的な心理支援を行った場合

⑩家族支援の充実
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

≪家族支援加算【新設】≫

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）
入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上）	300単位／回
（所要時間1時間未満）	200単位／回
施設等で対面	100単位／回
オンライン	80単位／回

家族支援加算（Ⅱ）（月2回を限度）
入所児童の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

施設等で対面	80単位／回
オンライン	60単位／回

⑪障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障
（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

≪運営基準【新設・一部改正】≫

○ 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

○ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

○ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

⑫経過的サービス費の廃止
（福祉型障害児入所施設）

潤水都市 さがみはら

・経過的生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費について、令和6年3月31日までの間の措置であることを踏まえ、廃止する。

2. 指導監査について

①指導の形態と目的

(ア)実地指導

事業者等の育成・支援を基本とし、サービスの質の確保及び適正な給付費の請求を促すもの。

【主な根拠条文】障害者総合支援法第10条第1項

(報告等)
第十条
市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

①指導の形態と目的

(イ)監査

指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に事実関係把握のために実施するもの。

【主な根拠条文】障害者総合支援法第48条

(報告等)
都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②実地指導について

潤水都市 さがみはら

≪実施指導の流れ≫

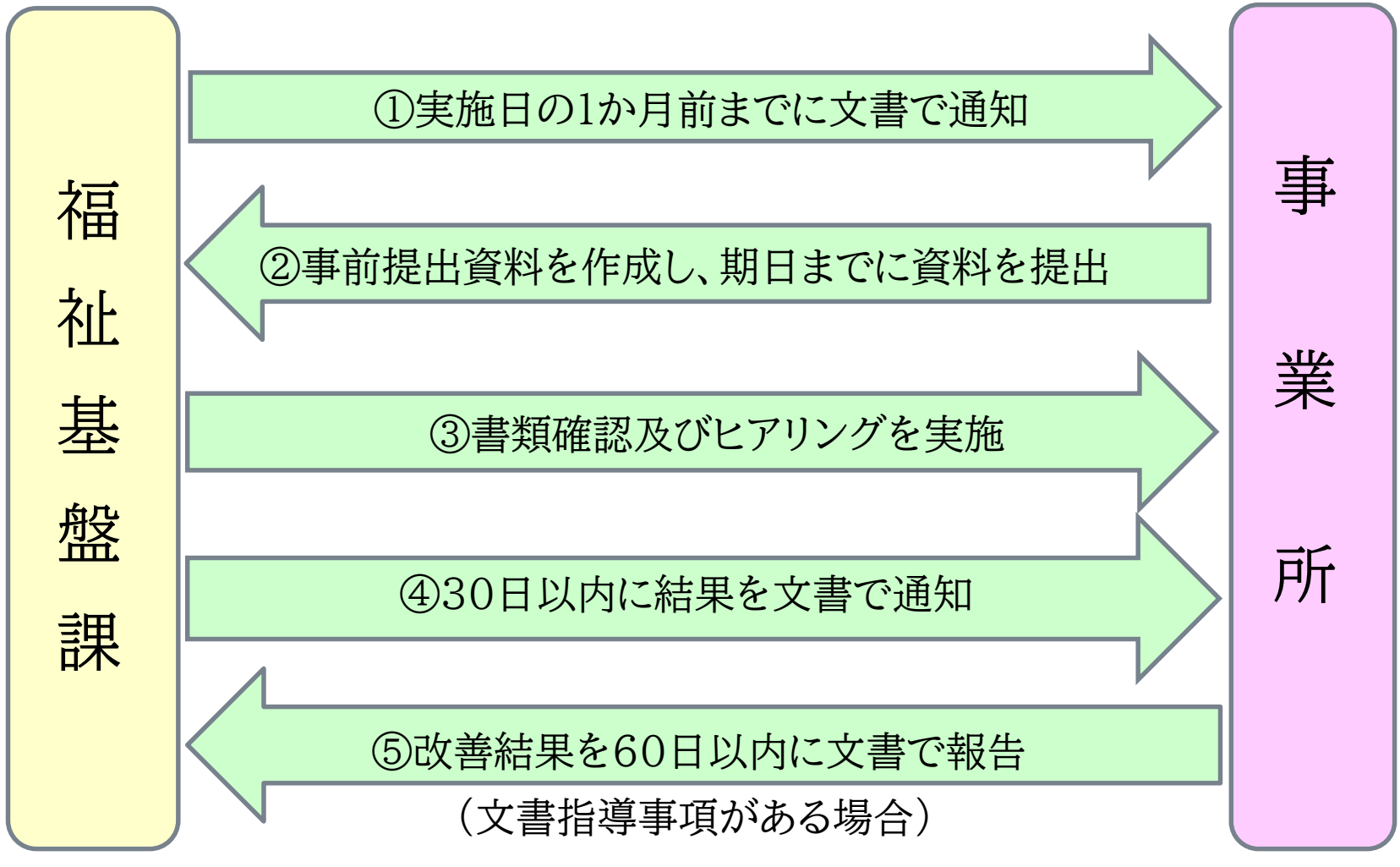

②実地指導について

潤水都市 さがみはら

≪当日確認書類≫

①サービス提供に関する書類
契約書、重要事項説明書、個別支援計画関係書類、
サービス提供記録

②請求に関する書類
実績記録票、法定代理受領通知

③届出に関する書類
体制届、変更届、事故報告書等

④その他
会議記録、職員研修記録、ヒヤリはっと

※当日の状況で、追加で資料をお願いする場合があります。

③過去の実地指導における事例

潤水都市 さがみはら

(ア)個別支援計画未作成等

・個別支援計画作成に係る手続きをサービス管理責任者以外の職員が行っている。

・6か月(サービスによっては3か月)に1回以上個別支援計画の見直しが行われていない。

・担当者会議が開催されていない。

個別支援計画作成の手続きが適切に行われていない場合は、「個別支援計画未作成減算」の対象になります。

(イ)各種加算の算定及び取扱い

〇欠席時対応加算

・行った相談援助の内容が記録されていない。
・欠席した理由が急病等による理由ではない。

加算算定要件を満たしていない場合は、返還(過誤申立)の対象になります。

③過去の実地指導における事例

（ウ）契約関係書類の不備

・契約が利用開始日までに締結されていない。

・契約期間が支給決定期間を超えている。

・個人情報使用に関する同意を得ていない。

・契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書等の書類について、日付の記載や利用者の押印等がない。

③過去の実地指導における事例

(エ)その他

〇定員超過
1日の利用定員を超えて、サービス提供を行っている事例が散見された。

〇秘密保持
従業者及び管理者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に関する誓約書を作成する又は雇用契約書に秘密保持についての内容を盛り込む等の措置がされていなかった。

〇報酬請求の誤り
報酬を誤った定員区分で請求していた。

④監査について

潤水都市 さがみはら

≪指導監査の流れ>

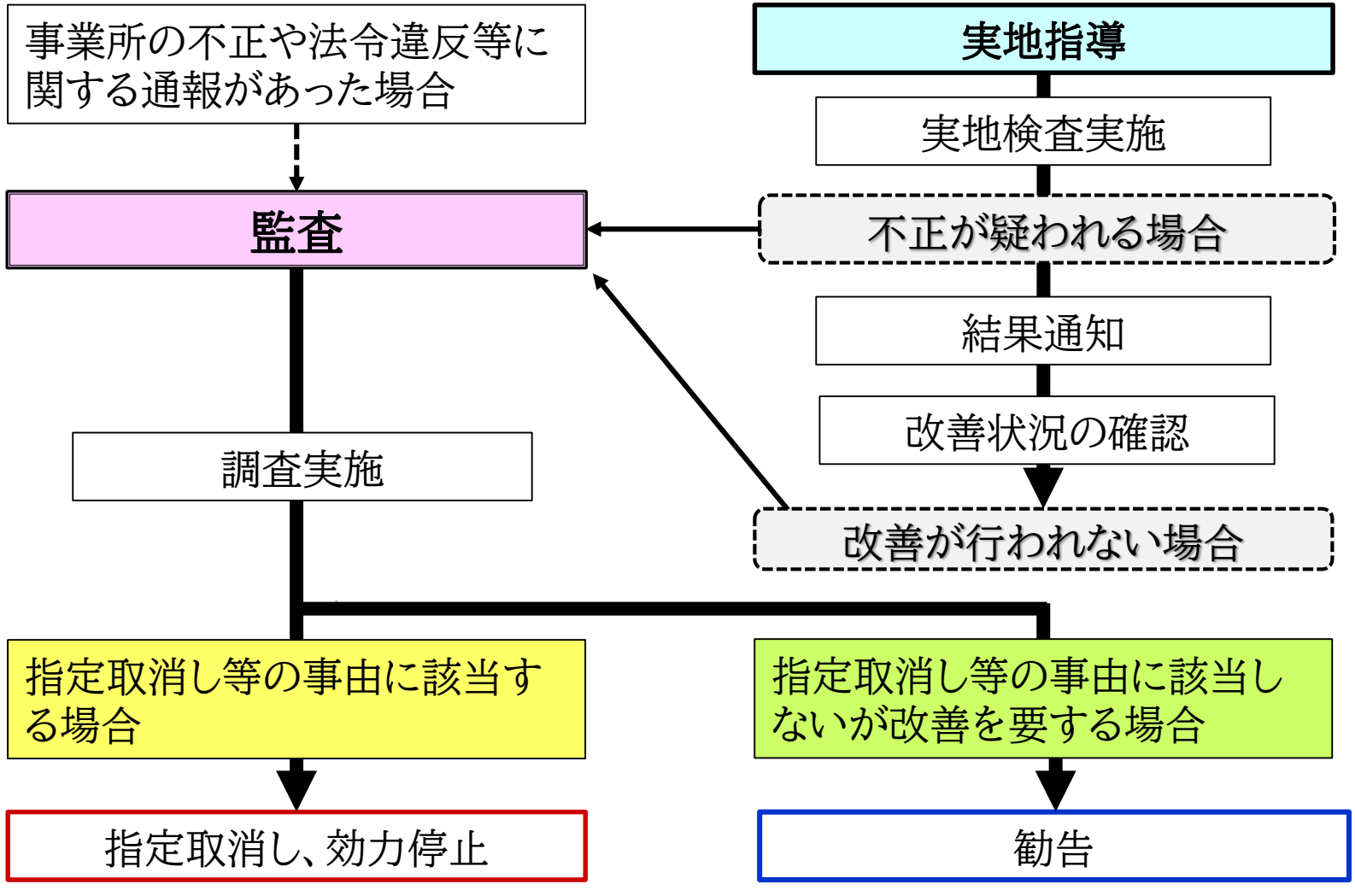

④監査について

≪行政指導について≫

【勧告】

指定基準に従って適正な事業運営をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、指定基準を遵守するよう勧告することができます。

また、期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

【命令】

勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとるよう命ずることができます。

④監査について

潤水都市 さがみはら

≪行政処分について≫

【指定取消し、効力停止】
　以下の事由に該当する場合は、指定の取消し又は指定の効力停止の処分を行うことがあります。

○主な事由
- ・給付費を不正に請求した場合。
- ・監査において虚偽の答弁をした場合。
- ・不正な手段により指定を受けた場合。
- ・人格尊重義務に違反した場合

○給付費の返還について
　処分に伴い返還金が生じた場合は、加算金(返還金の40／100)を上乗せして返還を命じる場合があります。

⑤過去の行政処分事例

潤水都市 さがみはら

≪事例1≫

1　対象事業所
　障害者支援施設

2　処分内容
　指定の一部効力の停止（3か月）
　※障害者総合支援法第50条第1項第2号

3　処分理由
　身体的虐待が発生したため、人格尊重義務に違反した。

⑤過去の行政処分事例

潤水都市 さがみはら

≪事例2≫

1　対象事業所
　就労継続支援B型事業所

2　処分内容
　指定取消し
　※障害者総合支援法第50条第1項第5号

3　処分理由
　指定就労継続支援事業のサービスを利用した者の利用日数を水増しした上で訓練等給付費を請求し、本来得ることのできない給付費を不正に受給していたため。

⑤過去の行政処分事例

潤水都市 さがみはら

≪事例2≫

1　対象事業所
　短期入所事業所

2　処分内容
　指定の全部効力の停止（3か月）
　※障害者総合支援法第50条第1項第2号及び第9号

3　処分理由
　事業所の従業者が利用者に対して身体的虐待を行ったにもかかわらず、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報を怠り、事態を収束させていたほか、障害者虐待に関する職員研修も徹底されていなかったため。

２ 事業者指導について

≪事業者の皆様へ≫

日頃から指定基準や報酬告示を確認し、適正な事業運営の確保に努めてください。また、従業者の急な退職等により、指定基準を満たす人員配置が出来なくなってしまった場合などは、速やかに届出をし、該当期間の減算等を適用するなど、指定基準や報酬告示を踏まえた対応をお願いいたします。

なお、以下のような事象が発覚すると、監査を行い、行政処分を行う場合もありますので、そのようなことが無いように留意してください。

- 虚偽の申請、届出
- 文書の偽造
- 違反状態の隠蔽など

3. 障害者虐待の対応と防止について

障害者虐待防止法とは

潤水都市 さがみはら

〇正式名称

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

〇目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者の定義

・「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

・障害者手帳を取得していない場合も含まれる

・18歳未満の者も含まれる

障害者虐待の定義による分類

潤水都市 さがみはら

≪障害者虐待の定義による分類≫

分類	行為の主体
養護者による虐待	生活の世話や金銭の管理等をしている家族等による虐待
施設従事者による虐待	施設や事業所で働いている職員による虐待
使用者による虐待	雇用している事業主による虐待

≪障害者虐待の通報窓口≫

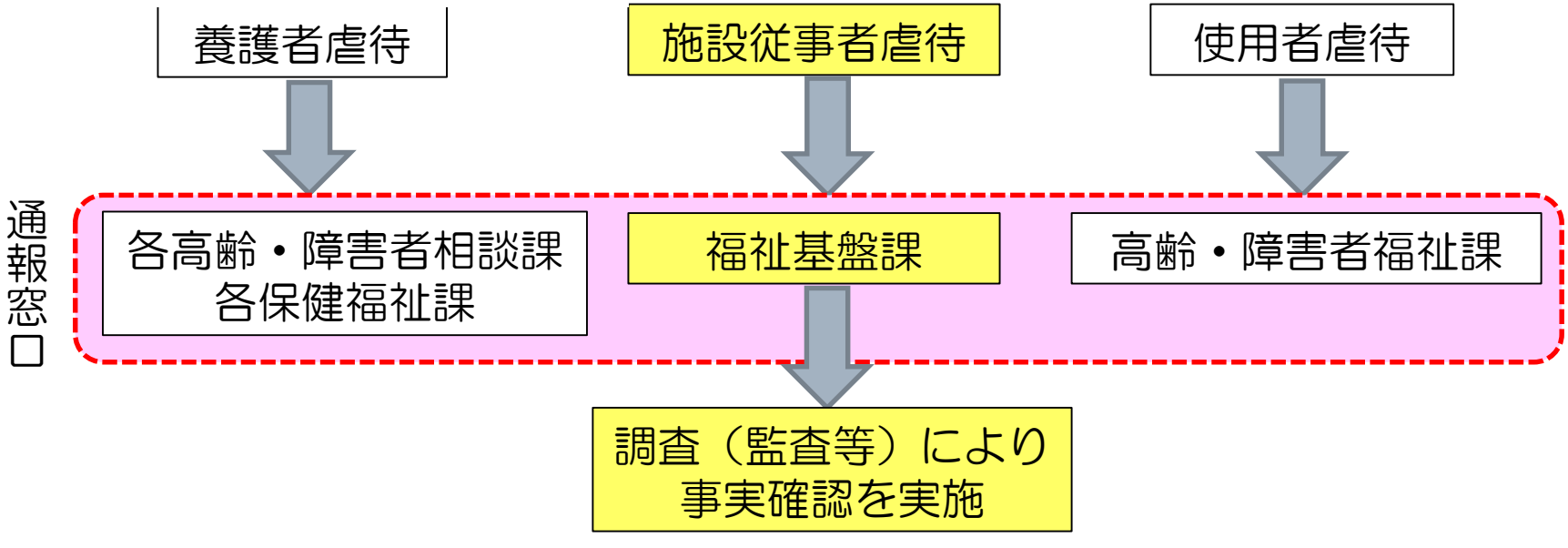

障害者虐待の種類

潤水都市 さがみはら

≪虐待の種類≫

区分	内容
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

身体的虐待の具体的な例

① 暴力的行為

・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
・ぶつかって転ばせる。
・刃物や器物で外傷を与える。
・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
・本人に向けて物を投げつけたりする。など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など

③ 正当な理由のない身体拘束

・車いすやベッドなどに縛り付ける
・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

性的虐待の具体的な例

潤水都市 さがみはら

〇あらゆる形態の性的な行為又はその強要

・キス、性器等への接触、性交
・性的行為を強要する。
・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。
性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
・わいせつな映像や写真をみせる。
・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。
撮影したものを他人に見せる。
・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、
下着のままで放置する。
・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。
またその場面を見せないための配慮をしない。など

参考資料
令和5年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
Ⅳ　資料：性的虐待の防止と対応（PDF）
https://www.mhlw.go.jp/content/001141645.pdf

心理的虐待の具体的な例（1）

潤水都市 さがみはら

① 威嚇的な発言、態度

・怒鳴る、罵る。
・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。
・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など

② 侮辱的な発言、態度

・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

・無視する。
・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
・話しかけ等を無視する。
・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など

心理的虐待の具体的な例（2）

潤水都市 さがみはら

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など

⑤ 交換条件の提示

・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など

⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

放置・放任の具体的な例

潤水都市 さがみはら

① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。

・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。

・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。

・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。

・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。

・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など

② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。

・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。

・本人の嚥下できない食事を提供する。など

③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

・移動に車いすが必要であっても使用させない。

・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など

④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。

・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待の具体的な例

○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
・年金や賃金を管理して渡さない。
・年金や預貯金を無断で使用する。
・本人の財産を無断で運用する。
・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。
・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

虐待通報の義務・虐待通報者の保護

＜虐待通報義務・通報者の保護＞※重要※

【根拠条文】障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

３　刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

４　障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報義務イメージ

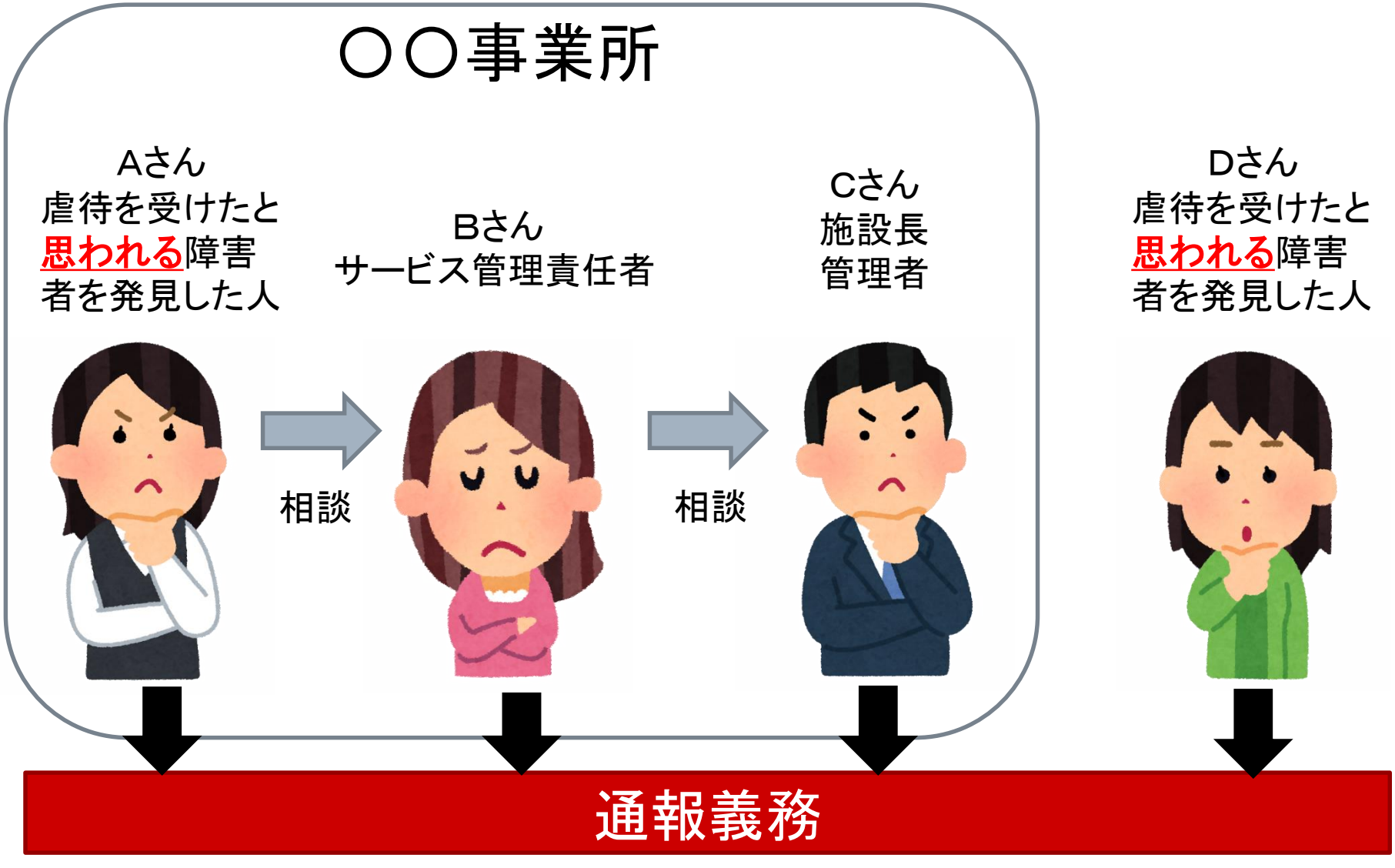
〇〇事業所
Aさん
虐待を受けたと
思われる障害
者を発見した人
Bさん
サービス管理責任者
Cさん
施設長
管理者
Dさん
虐待を受けたと
思われる障害
者を発見した人
相談
相談
通報義務

運営基準の遵守

令和4年4月から障害者福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⇒　令和6年度報酬改定から、未実施の場合は減算対象

運営基準の遵守

【運営規程に定めるべき事項】

〇虐待の防止に関する責任者の選定

〇成年後見制度の利用支援

〇苦情解決体制の整備

〇従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）

〇虐待防止委員会の設置等に関すること

虐待防止委員会の役割

①虐待防止のための計画づくり

虐待防止の研修、虐待が起こりやすい職場環境及び労働条件の確認と改善、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等の実施計画づくり

②虐待防止のチェックとモニタリング

虐待が起こりやすい職場環境の確認、定期的な自己点検、現場で抱える課題・事故・苦情・ストレスマネジメント状況が委員会で情報共有できる環境

③虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合の検証、再発防止策の検討及び実行

虐待防止委員会設置のポイント

潤水都市 さがみはら

- 構成員の及び役割分担を明確にする。

※構成員には、利用者やその家族、専門的知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。

※委員長は、通常、管理者が担い、虐待防止マネジャーは各事業所のサービス管理責任者等、現場で虐待防止のリーダーになる職員を配置。

- 専任の虐待防止担当者（必置）を決めておく。
- 開催に必要な人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わない。ただし、検討結果を従業者に対し周知徹底を行うこと。また、開催記録も残しておくこと。
- 少なくとも1年に1回は開催する必要があるが、身体拘束等適正化委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能なため、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能。

虐待防止体制の周知

■虐待防止委員会の検討結果をはじめ、虐待防止の体制が現場職員の全員に周知・共有されていることが望ましい。
⇒今後の未然防止、再発防止につなげるためのもので、決して従業者の懲罰を目的としたものではない。

・虐待を許さないための「指針」等の制定、「虐待防止マニュアル」の作成、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により、職員に周知徹底を図る。

「虐待防止のための指針」について

解釈通知では、以下のような項目を定めた
「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいとしている。

ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針
エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
オ　虐待発生時の対応に関する基本方針
カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

虐待防止のための研修について

潤水都市 さがみはら

【解釈通知】

（略）従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、（略）の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き【資料】

虐待防止委員会の役割
・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
・チェックリストの集計、分析と防止の　取組検討
・事故対応の総括・他の施設との連携
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催も可能

虐待防止委員会
委員長：管理者
委　　員：**虐待防止マネジャー**
（サービス管理責任者等）
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析等
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

事業所

虐待防止マネジャー
各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割
・各職員のチェックリストの実施
・倫理綱領等の浸透、研修の実施
・ひやり・ハット事例の報告、分析
・身体拘束に関する適正化についての検討　等

職員　職員　職員

効率的な運営のポイント

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」としている。 ② 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
虐待防止委員会の開催	① 法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」としている。
指針の整備	① 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

身体拘束等の適正化を図るための取組み

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「身体拘束適正化検討委員会」という）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

② <u>身体拘束等の適正化のための指針の整備を図ること。</u>

③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

身体拘束適正化検討委員会設置のポイント

潤水都市 さがみはら

- 構成員の及び役割分担を明確にする。
  ※構成員には、第三者や専門家を活用することが望ましく、
  その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用
- 検討結果を従業者に対し周知徹底を行うこと。
  また、開催記録も残しておくこと。
- 少なくとも1年に1回は開催する必要があるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能なため、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能。

「身体拘束等の適正化のための指針」について

【解釈通知】

以下のような項目を盛り込むこととする。

ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所の組織に関する事項
ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
エ　事務所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等の適正化のための研修について

【解釈通知】

（略）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき適正化の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

身体拘束を行う時の留意点

やむを得ず身体拘束を行う場合の3つの要件

要件	内容
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合は、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお危険性が高いことを確認する必要がある。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を伴う以外に代替する方法がないこと。非代替性を判断する場合は、他に代替手段がないことを複数職員で確認する必要がある。拘束の方法についても利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

⇒ 3つの要件を**全て**満たす必要があります。
その場合であっても、身体拘束を行う判断は**組織的にかつ慎重に**行ってください。

やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

潤水都市 さがみはら

①組織決定及び個別支援計画への記載

→

②本人・家族への十分な説明

→

③行政への相談、報告

→

④必要な事項の記録

→

⑤委員会へ報告するとともに、検討結果を従業者へ周知

やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行う際には、管理者等、支援方針について権限を持つ職員が出席。必要に応じて相談支援専門員の同席も検討。また、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。

②本人・家族への十分な説明

手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分な説明を行い、了解を得ることが必要。

やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

③行政への相談、報告

行動障害のある利用者支援の中で、様々な問題を抱え込まないようにするため、関係する機関と連携し様々な視点からのアドバイスや情報を得るようにする。行政に相談、報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることになる。また、行動改善の取組の進捗についても定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けた計画的な取組の推進を図ることに繋がる。

④必要な事項の記録

態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載する。

身体拘束廃止未実施減算について

潤水都市 さがみはら

令和6年度報酬改定から、身体拘束廃止未実施減算の
見直しが行われます。

【現行】
基準を満たしていない場合に、１日につき5単位を所定単位数から
減算する。

【見直し後】
（施設・居住系サービス）
基準を満たしていない場合に、所定単位数の10％を減算する。
（訪問・通所系サービス）
基準を満たしていない場合に、所定単位数の1％を減算する。

施設における障害者（児）虐待に共通な構図

①密室の環境下で行われる
②障害者（児）の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく
③職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい

「障害者（児）施設における虐待の防止について」
（障害保健福祉部長通知（平成１７年１０月２０日）
障発第１０２０００１号）

4. 周知事項

①保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業

潤水都市 さがみはら

事業名	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
事業概要	パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。
対象施設	障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所
負担割合	国　1／2 政令市　1／4 事業者1／4
補助基準額	1施設あたり　100千円

②安全計画策定及び安全装置設置の義務化について

潤水都市 さがみはら

(1)安全計画の策定の義務化について(※令和6年4月1日から義務化)

事業所・施設の設備の安全点検等その他事業所・施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を事業所・施設ごとに策定することが義務付けられ、以下の4点について取組みが必要になります。

① 安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
② 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修・訓練を定期的に実施すること。
③ 児童の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
④ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

対象:児童発達支援(医療型及びセンター含む)、放課後等デイサービス、障害児入所施設(福祉型及び医療型)

(2)安全装置の設置の義務化について(※令和6年4月1日から義務化)

内容:①児童の通所や施設外活動等のために自動車を運行する場合、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。
②通所用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時に児童の所在確認を行うこと。

対象:児童発達支援(医療型及びセンター含む)、放課後等デイサービス

③グループホームにおける食材料費の取扱い等について

潤水都市 さがみはら

事業者が、利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることについては、国の定める指定基準に違反するものです。

また、グループホームにおける食材料費の不適切な徴収については、障害者虐待防止法に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち「経済的虐待」にも該当する可能性があります。

また、食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についても、これに準じて確認や対応を講じてください。

食材料費として徴収した額については、適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があります。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があります。

【参考】「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」
（令和5年10月20日付　厚生労働省　事務連絡）

④必要な届出事項について（変更届等）

潤水都市 さがみはら

■変更届について

事業所所在地の変更、法人代表者の氏名の変更等、既に届け出ている内容に変更があった場合、変更の日から10日以内に相模原市へ届け出る必要があります。届出方法は原則として郵送としています。

■体制届（加算・減算）に変更がある場合

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」により、相模原市へ提出してください。

①加算の算定の場合
算定を開始する月の前月15日まで
②加算の要件を満たさなくなった場合
要件を満たさなくなった日から算定出来ないため、速やかに届出をお願いします。

■廃止及び休止の場合

1か月前までに提出してください。

⑤業務管理体制について

潤水都市 さがみはら

≪制度の趣旨≫

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、事業者等に対し、業務管理体制の整備を義務付けるもの。

≪事業者が整備する業務管理体制の内容≫

整備する内容は事業所数によって異なります。

20未満	20以上100未満	100以上
		業務執行の状況の監査
	法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任

≪提出が必要なケース≫

①業務管理体制の整備に関して届け出る場合
②事業所の指定又は廃止等により届出先区分に変更が生じた場合
③届出事項に変更があった場合

⑤業務管理体制について

潤水都市 さがみはら

≪提出先≫

提出先は事業展開地域によって、以下の通りとなります。

事業所の所在地	届出先
事業所が２以上の都道府県に所在する場合	厚生労働省
特定相談または障害児相談を行う事業者で、すべての事業所が同一市町村に所在する場合	市町村
全ての事業所が同一指定都市に所在する場合	指定都市
上記以外の場合	神奈川県

「障害福祉情報サービスかながわ」に様式を格納しています。
（書式ライブラリ＞4. 相模原市からのお知らせ＞12. 業務管理体制の整備）

⑥情報公表制度について

情報公表制度は利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、事業内容等をシステムを利用して公表するものです。

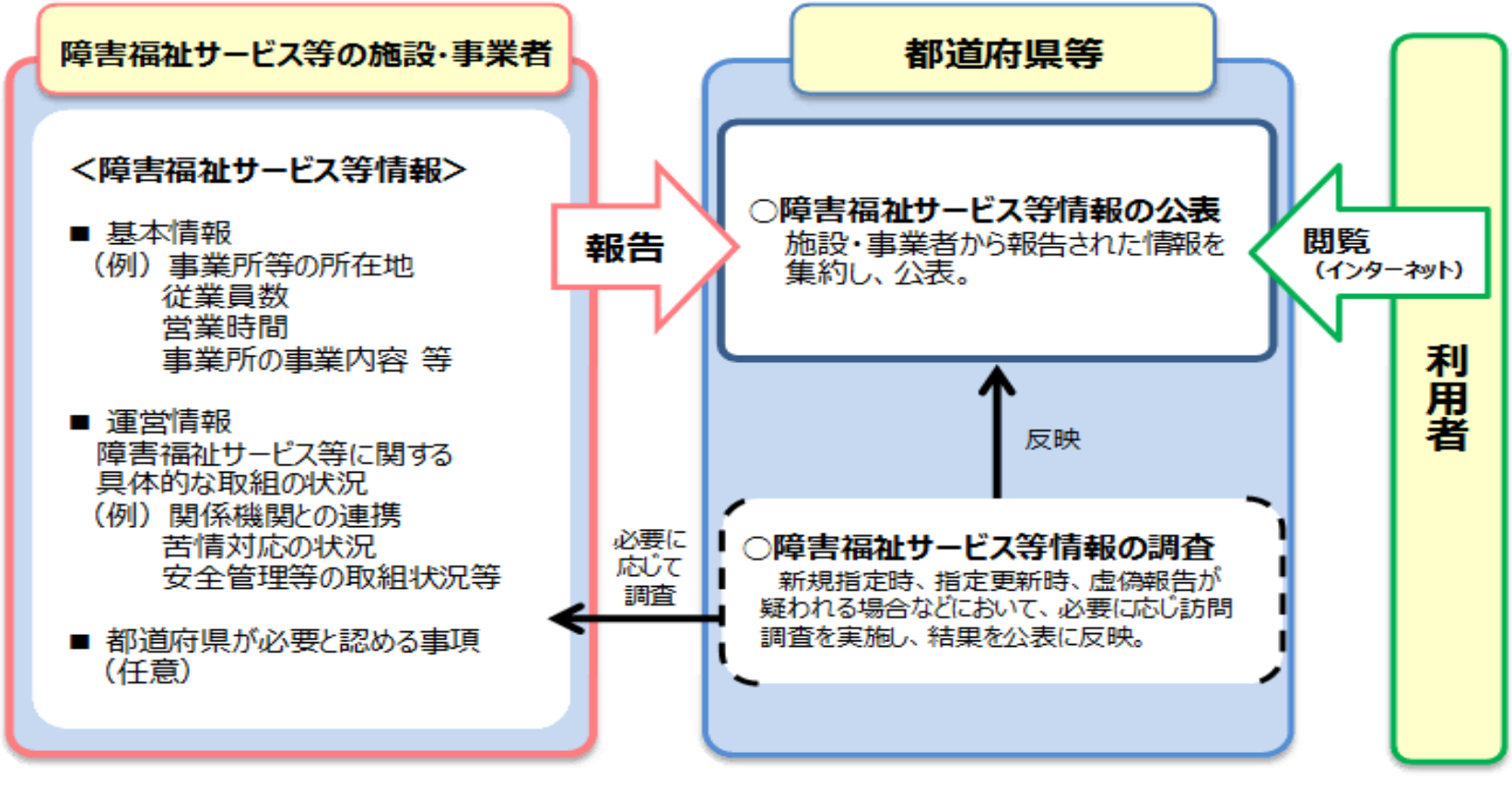

⑥情報公表制度について

潤水都市 さがみはら

＜実施手順＞
①毎年5月頃にWAMから情報登録（更新）の依頼メールを発送
↓
②決められた期日までにサイト上で情報を更新する
↓
③市が審査のうえ公表

＜注意事項＞
・変更箇所が無い場合も含め、毎年必ず1回の報告が必要です。
・内容に不備があった場合は、「差し戻し」をしますので、修正の上、再提出してください。
・IDとパスワードは法人単位になりますので、パスワードを変更した場合は、法人内で共有してください。

⑦事故報告について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、事業所の指定権を有する自治体、支給決定市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

≪報告対象事例≫

- 死亡
- 骨折や通院等を伴うケガ等
- 誤嚥
- 感染症
- 所在不明
- 食中毒
- 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故等

≪留意事項≫

・事故発生時は速やかに福祉基盤課へ電話で一報のうえ、事故報告書を提出してください。

・食中毒、感染症等の発生は、施設の半数以上又は10人以上が感染又は感染の恐れがある場合は報告の対象となり、併せて保健所への報告も必要です。

⑧運営の手引について

潤水都市 さがみはら

障害福祉サービス事業を実施するために必要となる主な基準等について記載した「運営の手引き」をサービス分野別に作成中です。完成しましたら、別途メール配信にてお知らせします。

適正な事業運営に活用いただきますようお願いします。

【運営の手引きの掲載場所】
障害福祉情報サービスかながわ＞書式ライブラリ
＞4. 相模原市からのお知らせ＞16. 指定基準＞3. 運営の手引き

お問い合わせ事項について

潤水都市 さがみはら

●今回の集団指導の内容（報酬改定含む。）について、
　ご不明な点があればメールにてお問合せください（4月30日〆）。

●メールアドレス
　fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp

●メール件名
　【障害】集団指導について（事業所名・サービス種別）

●メール本文の内容

〇ご担当者氏名：

〇メールアドレス：

〇電話番号：

〇質問内容：（具体的に質問事項等を記入してください。）

終わりに・・・

視聴お疲れ様でした。
本年度の集団指導は以上になります。
今回ご説明した内容は、基準等の一部になりますので引き続き法令遵守責任者を中心に適正な運営に努めてください。

令和６年４月３０日（火）までの間に、別途メール配信にてお知らせするLogoフォームのＵＲＬから「出席登録」をお願いします。